



第155期 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日

開催
日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催
場所

The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー 1階
「平安の間」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付業績連動型
株式報酬制度の改定の件

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2023年6月22日（木曜日）午後5時45分

目次

■株主の皆様へ	1
■定時株主総会招集ご通知	3
■議決権行使についてのご案内	4
■株主総会ライブ配信・ 事前ご質問受付のご案内	6
■株主総会参考書類	7
■事業報告	28
■連結計算書類	55
■計算書類	58
■監査報告書	60

<電子提供制度対応>

書面交付請求された株主様（表紙の右上に【交付書面】と記載）：全てのページをお送りしています。

書面交付請求されていない株主様：

1～39ページまでお送りしています。
40ページ以降は当社ウェブサイトをご覧ください。

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に



ネットで
招集

パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8053/>



株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）定時株主総会を6月23日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2021年度から開始した3年間の中期経営計画「SHIFT 2023」では、高い収益力と下方耐性を兼ね備えた事業ポートフォリオへのシフトを掲げ、抜本的な構造改革に取り組んでいます。既存事業の撤退やターンアラウンド、バリューアップを推進することに加え、資本投下を行いながら注力事業の収益性を強化し、また新たなコア事業を創出・育成することで、事業ポートフォリオ全体のシフトに取り組んでいます。

世界経済は、インフレの加速を受けその抑制のための金融引締めの影響や地政学的な問題などにより緩やかな成長に留まっていますが、「SHIFT 2023」の諸施策を着実に実行し収益力を強化してきた結果、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益は5,652億円となり、当社の過去最高益を更新しました。当社の事業基盤の質は改善してきており、これまでの当社の取組に手応えを感じています。

社会の価値観や生活様式が大きく変化するなか、その解決に向けて企業への期待が高まっています。当社は、当社グループのコーポレートメッセージ「Enriching lives and the world」が意味するとおり、「世界を、社会を、人々の暮らしを、より豊かにする」という誓いを胸に、社会課題の解決と社会の発展・進化に資する新たな価値を創造することで、持続可能な社会と企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様には、引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

- 当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、株主様の議決権行使の利便性や日頃ご関心をお寄せいただくことが多い事項などを考慮し、株主の皆様に対し、電子提供措置事項のうち本招集ご通知の1ページから39ページまでを書面でご送付しています。（書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項全体（ただし、以下なお書きに記載の事項及び書類を除きます。）を書面でご送付しています。）
- なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項及び書類につきましては法令及び当社定款第15条に基づき、株主様に対して交付する書面には記載していませんが、監査役及び会計監査人は、これらの事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。
① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

- ・ 感染症予防の観点から、ご自身の体調にご配慮のうえ、ご来場のご判断をお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会の運営方法について変更等を行う場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。
- ・ ご来場いただけない株主様にも本株主総会の様子をご覧いただけるよう、専用サイトを通じたライブ配信を実施いたします。詳細は、本招集ご通知の6ページをご参照ください。

住友商事グループの経営理念

当社は、住友430年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさや夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

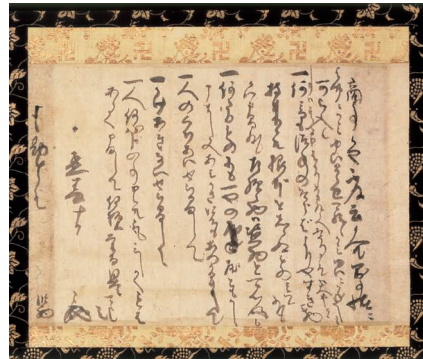
住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書」もんじゆいんし いがきの精神を起源とし、430年にわたる長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。ほかにも、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃、初代政友晩年の教え）
（写真提供／住友史料館）

住友商事株式会社

代表取締役 兵頭 誠之
 社長執行役員 CEO

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第155期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第155期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトでご確認いただけない場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。銘柄名（住友商事）又は証券コード（8053）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただくこととさせていただきます。

●東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



電子提供措置事項について修正すべき事情が生じた場合には、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正後の事項をお知らせいたします。

なお、当日のご出席に代えて、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権を行使することが可能です（4～5ページご参照）。当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類（7～24ページご参照）をご検討いただき、**2023年6月22日（木曜日）の午後5時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2023年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
 The Okura Tokyo（オークラ東京）
 オークラプレステージタワー 1階「平安の間」〔最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。〕

株主総会の
目的である事項

●報告事項

1. 第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
 第2号議案 取締役11名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度の改定の件

以 上

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時
〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

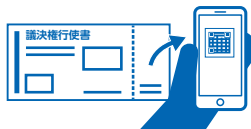


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

議決権行使の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- (3) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

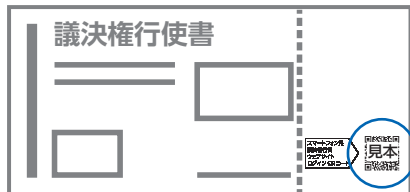
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

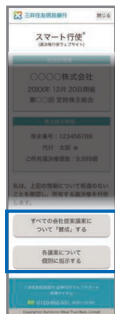
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

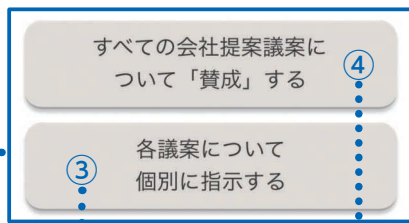


*QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

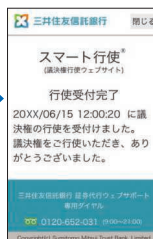


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

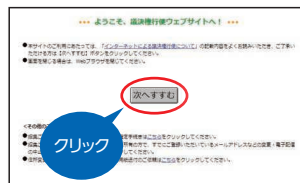


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

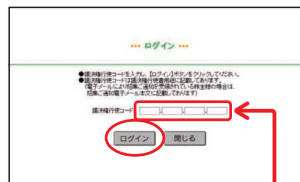
● インターネットによるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

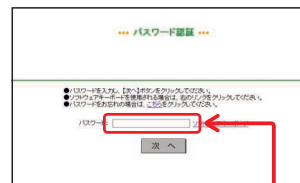


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会ライブ配信・事前ご質問受付のご案内

当社では、会場にお越しただけでない株主様にも本総会の様子をご覧いただけるよう、専用サイトを通じて、本総会のライブ配信を行います。また、専用サイトでは、本総会の目的事項に関して、事前のご質問を受け付けています。

専用サイトへのアクセス方法

- ①パソコン、タブレット又はスマートフォンを用いて以下のURL又は右記のQRコードを使い、専用サイトにアクセスしてください。

<https://web.lumiagm.com/>



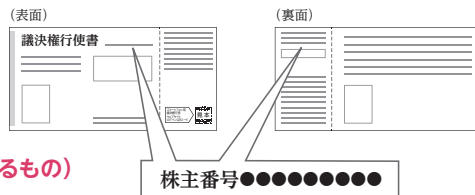
- ②以下のミーティングIDをご入力ください。

768-041-592

- ③画面に表示されるご注意事項をご確認いただいた後、株主様のID・パスワードをご入力ください。ID・パスワードは以下のとおりです。

ID : 株主様の株主番号9桁

パスワード: 株主様の郵便番号7桁(2023年3月末時点で登録されているもの)



ライブ配信について

配信日時 2023年6月23日(金曜日)午前10時より

上記配信日時になりましたら、専用サイトにアクセスしてください。アクセス後、配信映像が自動的に流れない場合は、以下のボタンを押してください。

ご注意事項



- 本ライブ配信は視聴用ですので、ご視聴中に議決権行使、ご質問等を行うことはできません。会場にお越しただけでない場合、議決権行使期限にご留意のうえ、書面、「スマート行使」又はインターネットによる事前行使をお願い申し上げます。
- ご利用の端末又は通信環境の影響により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- 通信料等は株主様のご負担となります。
- 専用サイトへのアクセスが集中した場合、視聴できない可能性がございます。
- ライブ配信の録画・公開やログイン方法を第三者に伝えることはご遠慮ください。
- 何らかの事情により、本総会のライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>)にて速やかにお知らせいたします。
- 総会当日の映像につきましては、後日、当社ウェブサイト(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>)に掲載する予定です。

事前ご質問受付について

受付期間 2023年6月1日(木曜日)
午前9時から
6月16日(金曜日)
午後5時まで

上記受付期間中に専用サイトにアクセスし、『事前質問』のタブをクリックしてください。その後、画面のご案内にしたがって、ご質問分野(カテゴリー)を選択のうえ、ご質問内容をご入力ください。

ご注意事項

- 株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、本総会当日にご回答させていただきます。お答えできる事項の数には限りがあり、全ての事項にご回答できない場合がございますので、ご了承ください。
- ご質問は250字以内(目安)でお願い申し上げます。

お問合せ先

ID・パスワードについて

三井住友信託銀行株式会社(株主名簿管理人) バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 0120-782-041

専用サイトの操作方法について

株式会社ICJ バーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

受付期間

2023年5月25日(木曜日)～6月23日(金曜日) 午前9時～午後5時(平日のみ) (本総会当日は午前9時～配信終了まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

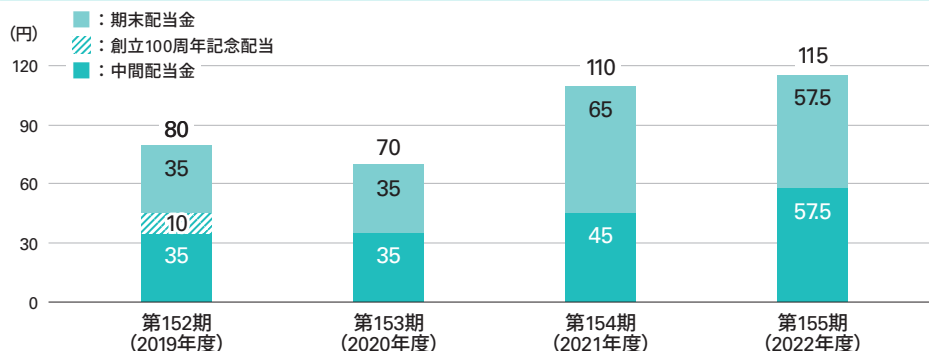
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2022年度以降の株主還元方針については、DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案の上、年間の配当額を決定することとしています。その上で、当期利益実績の30%に相当する部分が上記範囲を超過した場合には、当該超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施することとしています^(注1)。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注2)が5,652億円となりましたので、上記の株主還元方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 57.5円 総額 70,960,398,290円 なお、中間配当金として1株当たり57.5円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり115円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年6月26日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注1) 上記株主還元方針におけるDOEの範囲の上限を超過する当期利益に対する追加還元として自己株式の取得及び消却を実施し、又は予定しています。詳細は、第155期事業報告「II. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(注2) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、25ページをご参照ください。）

候補者番号	氏名				現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	指名・報酬諮問委員会委員*5	
1	なか	むら	くに	はる	再任	取締役会長	14年	○
2*1	ひょう	どう	まさ	ゆき	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	5年*4	○
3*1	せい	しま	たか	ゆき	再任	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO*2	4年	—
4*1	もち	おか	れい	じ	再任	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO	1年	—
5*1	ひがし	の	ひろ	かず	再任	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO*3	1年	—
6*1	うえ	の	しん	ご	新任	副社長執行役員（金属事業部門、資源・化学品事業 部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ 掌管）	—	—
7	いわ	た	き	え	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	5年	◎
8	やま	ざき	ひさし	恒	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	5年	—
9	い	で	あき	こ	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	3年	○
10	み	たち	たか	し	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	1年	○
11	たか	はら	たか	ひさ	新任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	—

- (注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
 2. *2 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
 3. *3 CSO : Chief Strategy Officer
 4. *4 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
 5. *5 指名・報酬諮問委員会の委員は、本議案が承認された場合に予定しているものです（○は委員、◎は委員長を示します。）。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。



候補者番号 なか むら くに はる
1 中 村 邦 晴

再 任

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1950年8月28日生	18回中18回 (100%)	14年 (本総会最終時)
	2022年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回 (100%)	187,700株

略歴、地位及び担当

1974年 4月 当社入社
 2009年 6月 代表取締役 専務執行役員
 2012年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 2012年 6月 代表取締役社長
 2017年 4月 代表取締役社長 CEO
 2017年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
 2018年 4月 代表取締役会長
 2018年 6月 取締役会長 (現職)

重要な兼職の状況

日本電気株式会社 社外取締役
 信越化学工業株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ひょう どう まさ ゆき
2 兵 頭 誠 之

再 任

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年6月26日生	18回中18回 (100%)	5年 (本総会最終時) (*)
	2022年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回 (100%)	107,900株

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
 2016年 6月 代表取締役 常務執行役員
 2017年 4月 代表取締役 専務執行役員
 2017年 6月 専務執行役員
 2018年 4月 社長執行役員 CEO
 2018年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO (現職)

(*) 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 せい しま たか ゆき
3 清 島 隆 之

再 任

生年月日 1962年1月1日生	2022年度における取締役会への出席状況 18回中18回 (100%)	取締役在任期間 4年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数 40,400株

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2021年 4月 代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO
2016年 4月 執行役員	
2019年 4月 常務執行役員	2023年 4月 代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO (現職)
2019年 6月 代表取締役 常務執行役員	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商會社副社長 兼 CFO、人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 もろ おか れい じ
4 諸 岡 礼 二

再 任

生年月日 1961年4月25日生	2022年度における取締役会への出席状況 14回中14回 (100%) (2022年6月24日就任以降の状況)	取締役在任期間 1年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数 29,400株

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2022年 6月 代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO (現職)
2016年 4月 執行役員	
2020年 4月 常務執行役員	
2022年 4月 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、米国住友商會社 SCOA経経グループ長、輸送機・建機総括部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）、当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役 専務執行役員等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ひがし の ひろ かず

5 東 野 博 一

再 任

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1963年7月24日生	14回中14回 (100%) (2022年6月24日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		26,400株

略歴、地位及び担当

1987年 4月 当社入社
 2018年 4月 執行役員
 2021年 4月 常務執行役員
 2022年 6月 代表取締役 常務執行役員
 コーポレート部門
 企画担当役員 CSO・CIO

2023年 4月 代表取締役 専務執行役員
 コーポレート部門
 企画担当役員 CSO (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に不動産関連事業に携わり、生活資材・不動産本部長、生活・不動産業務部長、生活・不動産事業部門副事業部門長等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 企画担当役員 CSOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 うえ の しん ご

6 上 野 真 吾

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1959年11月21日生	56,200株

略歴

1982年 4月 当社入社
 2004年 4月 欧州住友商事グループ 鋼管部門長
 鋼管本部長補佐 油井管事業部長
 理事 北米住友商事グループ
 北米鋼管グループ長、
 米州総支配人補佐を経て
 2013年 4月 執行役員 エネルギー本部長
 2016年 4月 常務執行役員
 資源・化学品事業部門長補佐
 資源・化学品業務部長
 エネルギー本部長
 2017年 4月 常務執行役員 米州総支配人
 米州住友商事グループCEO、
 米州住友商社社長
 2018年 4月 専務執行役員 米州総支配人
 米州住友商事グループCEO、
 米州住友商社社長

2019年 4月 専務執行役員
 資源・化学品事業部門長
 2021年 4月 副社長執行役員
 金属事業部門長、
 資源・化学品事業部門長、
 エネルギーイノベーション・イニシアチブ
 リーダー
 2022年 4月 副社長執行役員
 (金属事業部門および資源・化学品事業
 部門管掌)、
 エネルギーイノベーション・イニシアチブ
 リーダー
 2023年 4月 副社長執行役員
 (金属事業部門、資源・化学品事業部門
 およびエネルギーイノベーション・
 イニシアチブ管掌)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、エネルギー本部長、米州住友商社社長、資源・化学品事業部門長等を経て、現在は副社長執行役員として金属事業部門、資源・化学品事業部門及びエネルギーイノベーション・イニシアチブを管掌しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 いわ た き み え
7 岩 田 喜美枝

再任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1947年4月6日生	18回中15回 (83.3%)	5年 (本総会終結時)
	2022年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回 (100%)	0株

略歴、地位及び担当

1971年 4月	労働省 (現: 厚生労働省) 入省	2012年 7月	日本航空株式会社 社外取締役 (2018年6月退任)
1996年 7月	大臣官房審議官		公益財団法人21世紀職業財団 会長 (2018年6月退任)
1998年 10月	大臣官房総務審議官	2013年 9月	内閣府 消費者委員会委員
2001年 1月	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 (2003年8月退官)	2015年 10月	東京都監査委員 (現職)
2004年 6月	株式会社資生堂 取締役 執行役員	2016年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外取締役 (2019年3月退任)
2007年 1月	内閣府 男女共同参画会議 議員	2016年 4月	株式会社ストライプインターナショナル 社外取締役 (2019年4月退任)
2007年 4月	株式会社資生堂 取締役 執行役員常務	2018年 6月	当社社外取締役 (現職)
2008年 4月	同社 取締役 執行役員副社長	2019年 6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 (現職)
2008年 6月	同社 代表取締役 執行役員副社長		味の素株式会社 社外取締役 (現職)
2012年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役		
2012年 4月	株式会社資生堂 取締役		
2012年 6月	同社 顧問 (2016年6月退任)		

重要な兼職の状況

東京都監査委員
 株式会社りそなホールディングス 社外取締役
 味の素株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり労働省 (現: 厚生労働省) において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。岩田喜美枝氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。



候補者番号 やま ざき
8 山 崎

ひさし
 恒

再 任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1948年11月14日生	18回中18回 (100%)	5年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		0株

略歴、地位及び担当

1974年 4月 判事補任官	2013年 3月 公正取引委員会委員 (2015年12月退任)
1995年 4月 東京地方裁判所判事部総括	2016年 8月 弁護士 (現職)
2000年12月 家庭裁判所調査官研修所長	2017年 7月 全国農業協同組合連合会 経営管理委員 (現職)
2002年12月 最高裁判所事務総局家庭局長	2018年 6月 当社社外取締役 (現職) 株式会社東京商品取引所 社外取締役 (2019年12月退任)
2005年12月 前橋地方裁判所長	2020年 6月 株式会社かんば生命保険 社外取締役 (現職)
2007年 2月 横浜家庭裁判所長	
2008年12月 東京高等裁判所判事部総括	
2009年 8月 東京家庭裁判所長	
2011年 2月 札幌高等裁判所長官 (2013年3月退官)	

重要な兼職の状況

弁護士
 株式会社かんば生命保険 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。山崎恒氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先ですが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。山崎恒氏は、2020年6月に株式会社かんば生命保険の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明し、同社は本件について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。同氏は、就任後、同社取締役会において、顧客保護や再発防止のための提言を行い、また、業務改善計画の進捗状況につき定期的に報告を受けて、各種取組の内容及び進捗状況を適切にモニタリングするなど、その職責を果たしています。



候補者番号

9

い で
井 手あ き こ
明 子

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1955年2月28日生	18回中18回 (100%)	3年 (本総会最終時)
		所有する当社株式数
		0株

略歴、地位及び担当

1977年 4月	日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社) 入社	2013年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 コマース事業推進担当 (2014年6月退任)
2006年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 社会環境推進部長	2014年 6月	日本電信電話株式会社 常勤監査役 (2020年6月退任)
2008年 7月	同社 執行役員 中国支社長	2018年 8月	NTT株式会社 監査役 (2020年6月退任)
2012年 6月	同社 執行役員 情報セキュリティ部長	2020年 6月	当社社外取締役 (現職)
2013年 5月	らでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) 代表取締役社長 (2014年5月退任)	2021年 6月	東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)

重要な兼職の状況

東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社 (持株会社) の常勤監査役を務めるなど、情報・通信や企業経営、コーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。井手明子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

井手明子氏は、2014年6月から2020年6月まで日本電信電話株式会社の常勤監査役を務めていましたが、同社の子会社である西日本電信電話株式会社において、広島県と広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関して2022年10月7日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受ける事態がありました。同氏は、本件の判明時には常勤監査役を退任しており、また、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしてまいりました。また、井手明子氏は、2021年6月に東北電力株式会社の社外取締役 (監査等委員) に就任し、現在に至っていますが、同社において、同社以外の小売電気事業者の顧客情報を不適切に閲覧していた事態が発覚し、2023年4月17日に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告がなされています。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守及び情報管理の視点に立った指摘、提言を行っていました。また、本件判明後は、顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。



候補者番号

10

み たち
御 立た か し
尚 資

再 任

社外取締役
候 補 者

独立役員

生年月日	2022年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1957年1月21日生	14回中14回 (100%) (2022年6月24日就任以降の状況)	1年 (本総会最終時)
	2022年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	5回中5回 (100%) (2022年6月24日就任以降の状況)	0株

略歴、地位及び担当

1979年 4月	日本航空株式会社 入社	2017年 3月	DMG森精機株式会社 社外取締役 (現職)
1993年 10月	ボストン コンサルティング グループ 入社		株式会社FINC (現: 株式会社FINC Technologies) 社外取締役 (2020年3月退任)
1999年 1月	同社 ヴァイス・プレジデント・ アンド・パートナー		ユニ・チャーム株式会社 社外取締役 (監査等委員)(2021年3月退任)
2005年 1月	同社 日本代表	2017年 6月	東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
2005年 5月	同社 マネージング・ディレクター・ アンド・シニア・パートナー	2017年 10月	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (2021年12月退任)
2011年 3月	特定非営利活動法人 国際連合世界食糧 計画WFP協会 理事 (2018年8月退任)	2020年 4月	京都大学経営管理大学院 特別教授 (現職)
2013年 4月	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 (2017年4月退任)	2022年 6月	当社社外取締役 (現職)
2016年 3月	楽天株式会社(現: 楽天グループ株式会社) 社外取締役 (現職)		
2016年 6月	株式会社ロッテホールディングス 社外取締役 (現職)		

重要な兼職の状況

楽天グループ株式会社 社外取締役
DMG森精機株式会社 社外取締役
東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり米国大手経営コンサルティング会社において要職を歴任するなど、企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。御立尚資氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

御立尚資氏は、2017年9月までボストン コンサルティング グループのマネージング・ディレクター・アンド・シニア・パートナーとして業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏は2018年8月まで特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会の理事を務めていましたが、同法人と当社との間に取引関係はありません。

御立尚資氏が2017年4月まで副代表幹事を務めていた公益社団法人 経済同友会に対して、当社は会費等を支払っていますが、その額は、同会の年間経常収益の0.9%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号 たか はら たか ひさ
11 高原 豪久

新任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	所有する当社株式数
1961年7月12日生	0株

略歴

1986年 4月	株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2000年 10月	同社 常務取締役 経営戦略担当
1991年 4月	ユニ・チャーム株式会社 入社	2001年 6月	同社 代表取締役社長
1995年 6月	同社 取締役	2004年 6月	同社 代表取締役 社長執行役員 (現職)
1996年 4月	同社 取締役 購買本部長兼国際本部副本部長	2015年 6月	カルビー株式会社 社外取締役 (現職) ^(※)
1997年 6月	同社 常務取締役	2021年 6月	野村ホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
1998年 4月	同社 常務取締役 サニタリー事業本部長		(※) 2023年6月開催予定のカルビー株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社の社外取締役を退任する予定です。

重要な兼職の状況

ユニ・チャーム株式会社 代表取締役 社長執行役員
 野村ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手消費財メーカーにおいて、取締役、常務取締役、代表取締役 社長執行役員等の要職を歴任するなど、企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。高原豪久氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

高原豪久氏はユニ・チャーム株式会社の代表取締役 社長執行役員として業務執行に携わっています。当社は、同社と共同でThe Hartz Mountain Corporationに出資しており、当該出資に当たりユニ・チャーム株式会社との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.1%未満及びユニ・チャーム株式会社の連結総資産額の1%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

岩田喜美枝氏、山崎恒氏、井手明子氏、御立尚資氏及び高原豪久氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

当社は、中村邦晴氏、岩田喜美枝氏、山崎恒氏、井手明子氏及び御立尚資氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに高原豪久氏の間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

第3号議案

監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、細野充彦氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



み　こ　が　み　だ　い　す　け
御子神　大　介

新　任

生年月日	所有する当社株式数
1959年7月7日生	35,000株

略歴

1983年 4月	当社入社	2017年 5月	常務執行役員 SCSK株式会社 顧問
2006年 4月	ケーブルテレビ事業部長 理事 メディア事業本部長 理事 株式会社ジュビターテレコム (現：JCOM株式会社) 取締役副社長 理事 株式会社ジュビターテレコム (現：JCOM株式会社) 取締役副社長 執行役員を経て	2017年 6月	常務執行役員 SCSK株式会社 代表取締役副社長執行役員
2014年 4月	執行役員 株式会社ジュビターテレコム (現：JCOM株式会社) 取締役副社長執行役員	2019年 4月	常務執行役員 東アジア総代表 中国住友商事グループCEO 中国住友商事会社社長
2017年 4月	常務執行役員 メディア・生活関連事業部門長補佐	2022年 4月	専務執行役員 東アジア総代表 中国住友商事グループCEO 中国住友商事会社社長
		2023年 4月	顧問（現職）

監査役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にメディア・デジタル関連事業に携わり、メディア事業本部長、当社持分法適用会社である株式会社ジュビターテレコム（現：JCOM株式会社）の取締役副社長執行役員、当社子会社のSCSK株式会社 代表取締役副社長執行役員を務めたほか、当社の専務執行役員として東アジア総代表を務めるなど、経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者となりました。

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係

御子神大介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結

本議案が承認された場合、当社は、御子神大介氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、御子神大介氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

(ご参考)

本総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名		当社における地位	監査役在任期間	
御子神	大介	新任	常任監査役（常勤）	—
坂田	一成	現任	監査役（常勤）	1年
永井	敏雄	現任 独立役員	社外監査役	7年
加藤	義孝	現任 独立役員	社外監査役	7年
長嶋	由紀子	現任 独立役員	社外監査役	2年

- (注) 1. 本総会第3号議案が承認された場合、御子神大介氏は、本総会終了後の監査役会において常任監査役（常勤）に選定される予定です。
2. 監査役在任期間は、本総会終了時のものです。

(ご参考) 当社取締役会が備えるべきスキル及び各取締役・監査役が有するスキル

■ 男性 ■ 女性

	氏名	会社における地位・ 担当又は主な出身先	知識・経験・能力等 (スキル)							
			企業経営	投資・ M&A	ICT・DX・ テクノロジー	ESG・ サステナ ビリティ	財務・ 会計	法務・ リスク マネジメント	人事・ 人材開発	
取締役	社内	■ 中村 邦晴	取締役会長	●	●		●	●	●	●
		■ 兵頭 誠之	代表取締役 社長執行役員 CEO	●	●		●	●	●	●
		■ 上野 真吾	代表取締役 副社長執行役員 金属事業部門、資源・化学品事業部門および エネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌	●	●		●			
		■ 清島 隆之	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO	●				●	●	●
		■ 諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・ リスクマネジメント担当役員 CFO	●				●	●	
		■ 東野 博一	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO	●	●	●	●			
取締役	社外	■ 岩田 喜美枝	社外取締役 元厚労省 元(株)資生堂 代表取締役	●			●			●
		■ 山崎 恒	社外取締役 弁護士						●	●
		■ 井手 明子	社外取締役 元(株)NTTドコモ 執行役員	●		●	●			
		■ 御立 尚資	社外取締役 元ポストンコンサルティンググループ 日本代表	●	●		●		●	●
		■ 高原 豪久	社外取締役 ユニ・チャーム(株) 代表取締役 社長執行役員	●	●		●			
監査役	社内	■ 御子神 大介	常任監査役(常勤)	●	●	●				●
		■ 坂田 一成	監査役(常勤)	●	●					
	社外	■ 永井 敏雄	社外監査役 弁護士						●	
		■ 加藤 義孝	社外監査役 公認会計士	●				●		
		■ 長嶋 由紀子	社外監査役 (株)リクルートホールディングス 常勤監査役	●	●					●

(注) 1. 本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役・監査役を記載しています。また、「会社における地位・担当又は主な出身先」は、本総会終結後のもの(予定しているものを含む。)を記載しています。

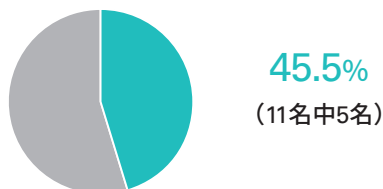
2. 本総会第2号議案が承認された場合、岩田喜美枝氏に指名・報酬諮問委員会の委員長を、井手明子氏及び御立尚資氏に同委員会の委員を、それぞれ委嘱する予定です。また、中村邦晴氏及び兵頭誠之氏は同委員会の委員となります。

当社は、取締役会がその役割を発揮するために、取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（以下、「スキル」）を特定し、それらのスキルをいずれの取締役・監査役が有するかについてはスキルマトリックスのとおり示しています。取締役会全体としてこれらのスキルを備えることが重要と考えています。

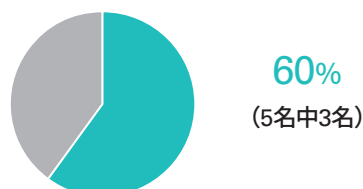
各スキルの考え方

- 当社は、事業投資を積極的に実施しており、この観点から「**企業経営**」及び「**投資・M&A**」のスキルが特に重要と考えています。また、中期経営計画「SHIFT 2023」の中で、DX及びサステナビリティ経営の高度化の2つの大きな潮流をしっかりととらえながら、事業ポートフォリオのシフトに取り組むこととしており、これを達成するため、デジタル、テクノロジー×イノベーション（両者の掛け合わせ）を活用した事業変革や新規事業開発において「**ICT・DX・テクノロジー**」を、また、サステナビリティ経営の高度化において「**ESG・サステナビリティ**」に関するスキルを重要視しています。これに加えて、当社の事業経営を支え、あるいは管理するためのスキルである「**財務・会計**」、「**法務・リスクマネジメント**」及び「**人事・人材開発**」が重要であると考えています。
- 監査役については、取締役の職務執行を監査するため、これらスキルのうち「**企業経営**」、「**財務・会計**」及び「**法務・リスクマネジメント**」を特に重要視しています。
- なお、当社が世界各国で取引・事業投資を実行している観点から、各取締役・監査役はグローバルな視点での高い見識を求められます。また、取締役・監査役として「ガバナンス」の知見は欠くことができません。したがって、これら2つは、全ての取締役・監査役が備えるべきスキルと考え、スキルマトリックスには含めていません。
- 当社取締役会に求められるスキルは、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わり得ます。今後も必要なスキルについて取締役会で議論し、スキルマトリックスを更新します。

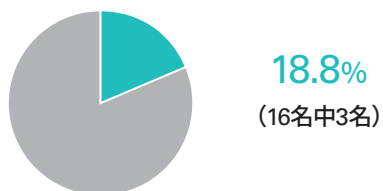
取締役会における独立役員の割合



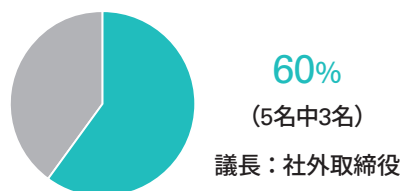
監査役会における独立役員の割合



女性役員(取締役・監査役)の割合



指名・報酬諮問委員会における社外取締役の割合



取締役に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）については、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会においてその導入をご承認いただき、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において本制度による報酬の上限額を年額11億円以内に、本制度により発行又は処分する株式総数の上限を年45万株以内に改定することをご承認いただいています。

今般、当社は、本制度の一部を見直すこととし、株主価値の共有に加え、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会・企業統治に関する指標（以下「非財務指標」という。）との連動性を高め、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長、重要社会課題の解決に向けた取組を促進することを目的として、以下「(4) 取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法」において非財務指標を算定指標に追加する等の改定をすることといたしたいと存じます。改定後の本制度の内容は、以下のとおりであり（変更箇所以外は現行どおりとし変更はありません。）、本議案をご承認いただいた場合、2023年6月及びそれ以降に評価期間が開始する譲渡制限付業績連動型株式報酬が、改定後の本制度により支給されることとなります。

なお、現在の対象取締役は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役の人数に変更はありません。

【本制度の内容】（変更箇所は太字下線部のとおり）

(1) 本制度の概要

本制度は、各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の開始月（各年の定時株主総会の日属する月）から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率等（以下（4）の算定式をご参照ください。）に応じて算定する数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動型の株式報酬制度です。当社は、原則として評価期間終了後、当社普通株式を割り当てるために、以下のいずれかの方法により、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

初回の評価期間は2021年6月から2024年6月までであり、以後、毎年6月からその3年後の6月までが評価期間となります。

対象取締役に係る当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、現時点では、各対象取締役に係る当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定していません。

(2) 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る報酬の上限額は年額11億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年45万株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に係る交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整いたします。また、各対象取締役に係る具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

(3) 1株当たりの払込金額

上記(2)の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、対象取締役の報酬額を、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出した額その他の公正な評価額とし、②現物出資交付の場合は、当社普通株式の発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。②の場合、本制度により割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等を基礎として対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法

本制度において、評価期間終了後に各対象取締役に譲渡制限付株式として交付する当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、①当社取締役会において対象取締役に決定した株式数(以下「基準交付株式数」という。)に、②当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合(以下「**株式成長率による株式交付割合**」という。)**及び③非財務指標に応じて決定される株式交付割合(以下「非財務指標評価による株式交付割合」という。)**を乗じて決定いたします。当社株式成長率は、評価期間中の当社**株価増減率**を、評価期間中の東証株価指数(以下「TOPIX」という。)の**増減率**で除して算出いたします。**また、算定指標とする非財務指標は、「気候変動問題対応」・「女性活躍推進」・「従業員エンゲージメント」等に関する指標とし、当社取締役会においてその指標を決定いたします。**

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。ただし、役務提供期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うことといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

<算定式>

交付株式数 = 基準交付株式数 × **株式成長率による株式交付割合** × **非財務指標評価による株式交付割合**

基準交付株式数 : 当社取締役会において対象取締役に決定

株式成長率による株式交付割合 (以下グラフ参照) :

- ① 当社株式成長率が50%未満の場合 : 0%
- ② 当社株式成長率が50%以上150%以下の場合 : 当該当社株式成長率
- ③ 当社株式成長率が150%を超える場合 : 150%

当社株式成長率 = { B[※] ÷ A } ÷ { D ÷ C }

A: 評価期間開始月(当年6月)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

B: 評価期間終了月(3年後の6月)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

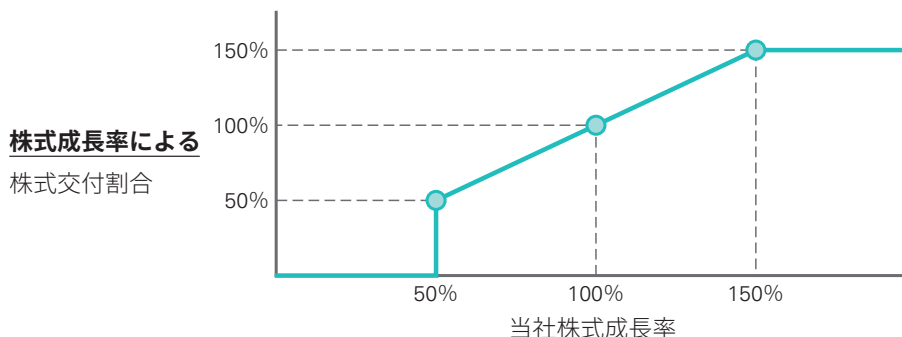
C: 評価期間開始月(当年6月)のTOPIXの単純平均値

D: 評価期間終了月(3年後の6月)のTOPIXの単純平均値

非財務指標評価による株式交付割合 : 当社取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会が**事業年度毎に非財務指標の評価を決定し、評価期間に対応する3事業年度(役務提供期間の開始月を含む事業年度から起算して3事業年度)の評価を考慮し、右記の範囲で算出** 当社取締役会においてあらかじめ決定した範囲(改定後当初は80%~120%)

※ 改定前はBに「評価期間中の剰余金の配当に係る当社普通株式1株当たり配当総額」を加算していましたが、改定により加算しないことといたしました。

<株式成長率による株式交付割合>



(5) 交付要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役は当社普通株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めたその他譲渡制限付業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(6) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、①役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合、又は、②役務提供期間経過後、本制度に基づく当社普通株式の交付の前に対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(7) 組織再編等における取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(8) 対象取締役に対して交付する当社普通株式の譲渡制限等の概要

本議案に基づく当社普通株式の交付に関して、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から対象取締役が当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）とし、譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- ② 譲渡制限の解除
当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ③ 当社による無償取得
当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
- ④ 組織再編等における取扱い
上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

【本制度に基づき報酬等を支給することが相当である理由】

本制度の改定につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ており、その内容も、以下のとおり相当なものであると判断しております。

- ① 改定後の本制度に基づく報酬等の支給は、当社が取締役会において決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（その概要は以下【ご参考】に記載のとおり）に沿うものであること
- ② 本制度の算定指標に環境・社会・企業統治に関する指標を追加することによって、株主価値の共有に加え、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントに対する意識を強め、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長、重要社会課題の解決に向けた取組の促進につながるものであること

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要

報酬等の種類		各報酬の決定方針の概要
固定	例月報酬	外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、毎月定額を支給する。
変動	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給する ・各業務執行取締役の個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面により行う
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定める。

なお、当社は、取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を導入しており、当該制度についても本制度の改定と同様の改定をする予定です。

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要

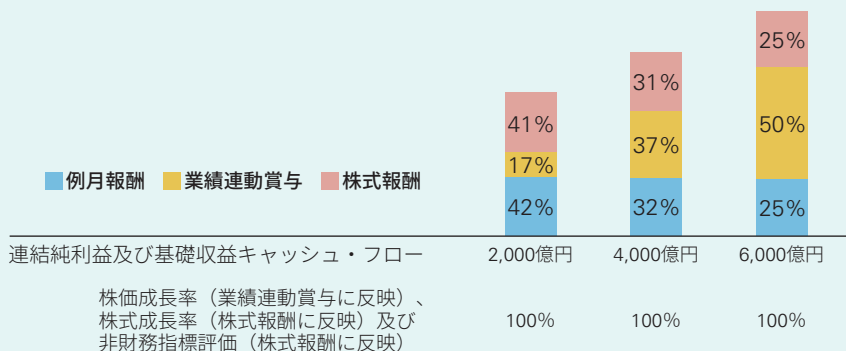
本総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の新たな役員報酬制度の概要は、以下のとおりとなります。なお、(3) 譲渡制限付業績連動型株式報酬に非財務指標を反映した点が、従来の制度からの変更点となります。(変更箇所は下線部のとおり。)

役員の報酬体系 (●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。)

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／ 執行役員	取締役会長	社外取締役	監査役
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—	—
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	●	—	—

(1) 業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

- 外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定
- 代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬イメージは以下のとおり

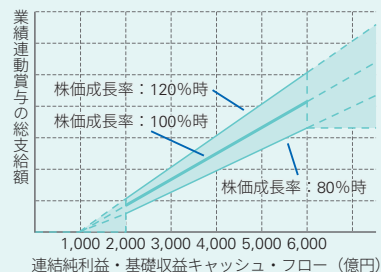


(2) 業績連動賞与

- 経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」における業績管理指標及び当社株価成長率 (TOPIX (東証株価指数) 成長率に対する当社株価成長率の割合) を反映して総支給額を決定
- 各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給
- 各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標 (担当事業領域における事業計画等の達成状況) と非財務指標 (戦略を同一とする事業群であるStrategic Business Unit (SBU) 毎の戦略目標の達成状況を客観的に測る指標 (KPI・KAI) の達成状況及び全社重要課題への取組状況等) の両側面により実施
- 個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は50:50とし、非財務指標のうち、全社重要課題であるDX (デジタルトランスフォーメーション) によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity, Equity & Inclusionの推進については、その割合を全体の20%とする

[業績連動賞与の総支給額 (イメージ)]

- 想定する業績レンジを「連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フロー：2,000億円～6,000億円」とし、業績が当該レンジに収まらなかった場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、別途取締役会にて総支給額を決定
- 「SHIFT 2023」の取組をより一層推進すべく、総支給額の決定の指標に当社株価成長率も加味し、「連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローから算出される金額」×当社株価成長率にて総支給額を算出。なお、当社株価成長率の範囲は80%～120%とする



(3) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

- 当社グループの中長期的な企業価値向上と株主の皆様との価値共有を重視した経営を推進すべく3年間の評価期間における当社株式成長率 (TOPIX (東証株価指数) 成長率に対する当社株価成長率の割合) に応じて交付株数を計算
- 加えて、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントをより強く意識できるように、環境・社会に関する非財務指標との連動性を高め、重要社会課題の解決に向けた取組をより一層促進すべく、非財務指標 (「気候変動問題対応」、「女性活躍推進」、「従業員エンゲージメント」) の評価結果を反映し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付
- 株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とする

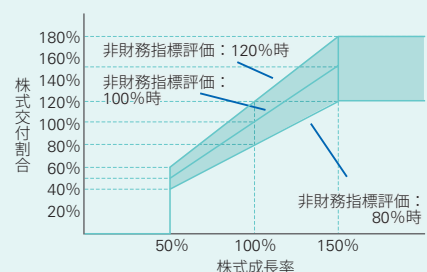
[当社株式成長率及び非財務指標の評価期間 (イメージ)]

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
2023年プラン	← 評価期間 →			●株式交付		
2024年プラン		← 評価期間 →			●株式交付	
2025年プラン			← 評価期間 →			●株式交付

[交付株式数の算定方法]

交付株式数 = 役別基準交付株式数 × 当社株式成長率による株式交付割合 (0%～150%) × 非財務指標評価による株式交付割合 (80%～120%)

<当社株式成長率及び非財務指標評価による株式交付割合>



I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、コロナ禍以降の財政や金融などの政策支援を背景に緩やかな持ち直しの動きが続いてきましたが、物価の急激な上昇とその抑制のための金融引締めを背景に緩慢な動きとなりました。物価については、生産能力不足や供給網の目詰まりにより需給全般が逼迫したことに加えて、ロシア・ウクライナ情勢を契機に世界の分断が顕著となったことで、エネルギーや食料品を中心に幅広い品目で価格が急騰しました。また、サービス業を中心とした労働需給の逼迫による賃金上昇圧力も相まって、約40年ぶりとなる高いインフレ率を記録しましたが、多くの国や地域で物価抑制のための金融引締めが行われたことから、その騰勢は徐々に緩やかとなりました。一方で、一部の金融機関では金利上昇の影響で経営が不安定となり、米国では中堅銀行が破綻し、欧州では政府主導により大手銀行が吸収合併されるなど、混乱が生じました。

国際商品市況は、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受け、原油・石油製品、天然ガス、石炭、小麦などロシアの主要輸出品を中心に価格水準が大幅に上昇しました。また、ニッケルの価格が短期間で急騰したことにより先物市場が取引停止を強いられるなど、市場における価格変動の度合いはかつてないほど大きくなりました。商品価格の高騰を受けて、各国政府が備蓄在庫の市場放出や物流の安全確保、エネルギー価格の上限設定などの対応を取ったことや、欧州の暖冬により液化天然ガスを中心にエネルギー需給が緩和したことから、商品価格はエネルギーや農産物を中心にロシア・ウクライナ情勢以前の水準に戻つつありますが、市場を取り巻く環境は、この1年で深まった世界での様々な分断により、依然として不安定な状態が続いています。

国内経済は一進一退の動きに留まりました。世界的な物価上昇に加え、約四半世紀ぶりの水準まで進行した円安を背景に、国内物価は大幅に上昇し、日常生活がウィズコロナへと移行するなかで回復基調にあった経済活動の重しとなりました。また、経常収支の黒字こそ維持されたものの、石油や石炭など資源価格の高騰により物品の輸入金額が急増したことや、ウェブ広告などの海外からのサービスの輸入も急増したことにより、貿易・サービス収支はかつてない金額の赤字となりました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は5,652億円となり、前期に比べ1,015億円の増益となりました。一過性損益については、マンマー通信事業で持分法投資の減損損失を計上した一方、北海油田英領事業の売却益を計上したことなどから、約110億円の利益となり、前期に比べ約40億円の改善となりました。

(単位：億円)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	4,637	5,652	+1,015
一過性損益	約 +70	約 +110	約 +40
一過性を除く業績 (内、資源ビジネス ^(注2) (内、非資源ビジネス ^(注3))	約 4,570 (1,600) (2,970)	約 5,540 (2,090) (3,450)	約 +970 (+490) (+480)
基礎収益キャッシュ・フロー ^(注4)	3,595	5,093	+1,498

(注1) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、当社の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。

(注3) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス以外のビジネスを指します。

(注4) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝(売上総利益＋販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)＋利息収支＋受取配当金)×(1－税率)＋持分法投資先からの配当

一過性を除く業績は約5,540億円となり、前期に比べ約970億円の増益となりました。非資源ビジネスは、北米鋼管事業や北米を中心とした建機関連事業に加え、化学品・エレクトロニクスビジネスも堅調に推移したほか、大口不動産案件の引渡しがあったことなどにより増益となりました。また、資源ビジネスは、資源・エネルギー価格上昇の影響や、トレードビジネスが好調に推移したことなどにより増益となりました。

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円安の影響による増加に加え、営業資産や持分法投資が増加したことなどから、前期末に比べ5,241億円増加し、10兆1,063億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、配当金の支払い及び自己株式の取得を実施した一方、円安の影響や親会社の所有者に帰属する当期利益を認識したことなどから、前期末に比べ5,817億円増加し、3兆7,795億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債^(注2)は、前期末に比べ2,107億円増加し、2兆4,844億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注3)は、0.7倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金が増加した一方で、コアビジネスが着実に資金を創出し、基礎収益キャッシュ・フローが5,093億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で2,328億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国内不動産案件の売却、ポリビア銀・亜鉛・鉛事業の売却及び北海油田英領事業の売却などの資産入替による回収があった一方で、国内外不動産案件の取得や住友精密工業株式会社に対する公開買付けなどの投融資を行ったことなどから、915億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、1,413億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入を実施した一方、配当金の支払、自己株式の取得及びリース負債の支出などにより、2,505億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上に加え、為替変動による影響などを加味した結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ770億円減少し、6,569億円となりました。

③ 株主還元

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。具体的には、DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案して年間の配当額を決定することとしています。そのうえで、当期利益実績の30%相当額が上記範囲を超過した場合は、超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施することとしています。

2022年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が5,652億円になったことから、上記

(注1) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち当社の株主に帰属する持分を示しています。

(注2) 「有利子負債」は、社債及び借入金（流動・非流動）の合計であり、リース負債は含まれていません。

(注3) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio) は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

の株主還元方針に基づき、2021年度対比で5円増配の1株当たり115円としています。中間配当金は57.5円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり57.5円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

また、上記の株主還元方針に基づく追加の株主還元として、2023年2月6日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2023年4月28日までに、次のとおり自己株式の取得を行いました。取得した自己株式の全数については、同取締役会決議に基づき、2023年6月2日に消却する予定です。

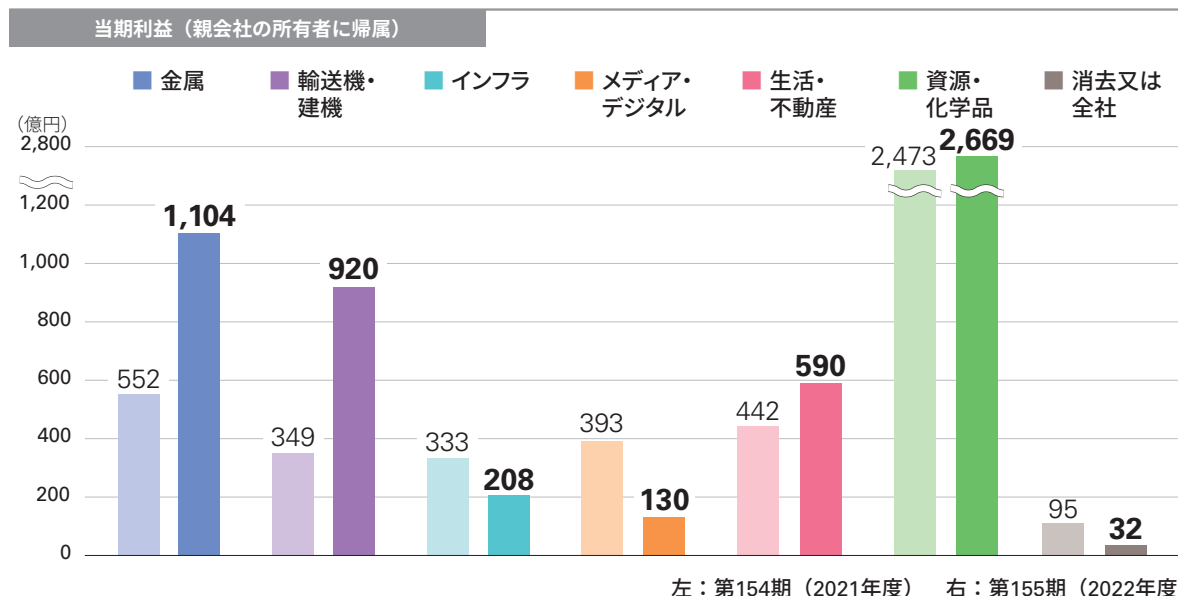
さらに、2023年5月9日開催の取締役会において、次のとおり追加の自己株式の取得を決議しました。取得する自己株式の全数について、同取締役会決議に基づき、2023年7月24日に消却する予定です。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	21,268,200株
株式の取得価額の総額	49,999,766,200円
取得期間	2023年2月7日～2023年4月28日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	1,200万株を上限とする
株式の取得価額の総額	200億円を上限とする
取得期間	2023年5月10日～2023年6月9日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(3) セグメント別の状況

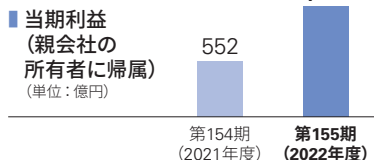
① セグメント別当期利益



- (注) 1. 上記「当期利益（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた額と合計値は必ずしも一致していません。
2. 当社は、2022年4月1日付で、輸送機・建機事業部門傘下にあった精密農業事業を資源・化学品事業部門傘下の組織に移管しました。また、同日付で、メディア・デジタル事業部門傘下にあったデジタルヘルス事業を生活・不動産事業部門傘下の組織に移管しました。これに伴い、前期のセグメント別当期利益は、組み替えて表示しています。

② セグメント別の業績概要

金属 事業部門



業績概要

北米鋼管事業において市況が好調に推移したことや、海外スチールサービスセンター事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ552億円増益の1,104億円の利益となりました。

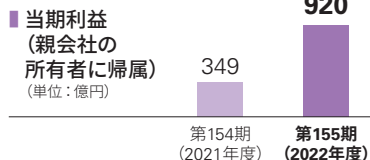
事業概要

- 自動車、造船、鉄道、建築・土木、産業機械、家電・電機及びエネルギーなどの幅広い産業分野で使用される鋼材・鋼管の取引、各種加工及びサービス提供並びにこれらに関する事業



スチールサービスセンター(メキシコ)

輸送機・建機 事業部門



業績概要

モビリティ事業において、製造事業で減損損失の計上があったものの、流通事業などが堅調に推移したことに加え、北米を中心とした建機関連事業及びリース事業が堅調に推移したことや、前期に航空機リース事業でロシア・ウクライナ関連の一過性損失を計上した反動などから、前期に比べ570億円増益の920億円の利益となりました。

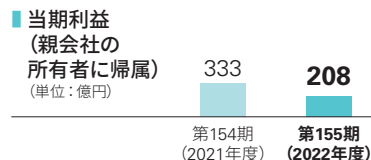
事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業



大島造船所の大島工場(長崎県西海市)

インフラ 事業部門



業績概要

海外発電事業が堅調に推移した一方、国内電力小売事業で電力調達価格高騰の影響があったことなどから、前期に比べ125億円減益の208億円の利益となりました。

事業概要

- 国内電力小売事業、エネルギーマネジメント事業、水事業、交通輸送インフラ関連事業及び空港・港湾・スマートシティ開発事業などの社会インフラ事業
- 再生可能エネルギーを含む国内外のI(W)PP事業^(注1)及び電力EPC事業^(注2)などの電力インフラ事業
- 総合物流事業、海外工業団地の開発・運営事業並びに各種保険の手配及び保険商品の開発に関する事業などの物流インフラ・保険事業



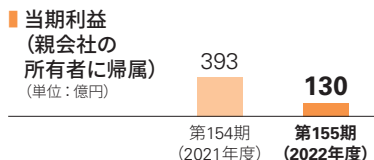
風力発電所(秋田県男鹿市)

(注1) Independent (Water and) Power Producer事業の略称です。当社が独立系発電事業者 (Independent Power Producer) として発電設備を所有し、発電した電気を現地の電力会社などに販売する事業をIPP事業といい、このうち、発電時のエネルギーを利用して海水を淡水化し、生活用水を作り出す造水設備の運営を行い、造水した水を現地の水道会社などに販売する事業を(Waterの頭文字を加えて)IWPP事業といいます。

(注2) Engineering, Procurement and Construction事業の略称です。当社が発電所の設計、調達及び建設を一括して請け負う事業をいいます。

メディア・デジタル

事業部門



業績概要

国内主要事業会社が堅調に推移した一方、ミャンマー通信事業で持分法投資の減損損失を計上したことや、エチオピア通信事業で立ち上げコストが増加したことなどから、前期に比べ263億円減益の130億円の利益となりました。

事業概要

- ケーブルテレビ事業、第5世代移動通信システム(5G)関連事業、多チャンネル番組供給事業、テレビ通販事業及びデジタルメディア関連事業などのメディア事業
- ICTプラットフォーム・ITソリューション事業及びグローバルCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)事業^(注1)を通じたデジタル事業
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^(注2)

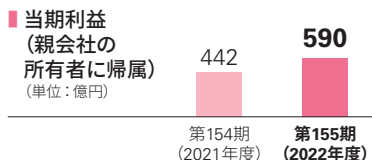


エチオピアにおける通信事業

(注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業をいいます。
(注2) 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業をいいます。

生活・不動産

事業部門



業績概要

国内スーパーマーケット事業で減益となった一方、不動産事業で大口案件の引渡しがあったことなどから、前期に比べ148億円増益の590億円の利益となりました。

事業概要

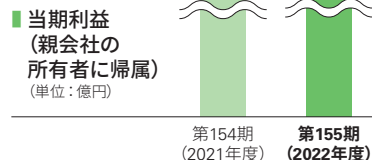
- 食品スーパーなどのリテール事業
- 調剤併設型ドラッグストアなどのヘルスケア事業
- 青果・食肉などの食品及び砂糖などの食品原料の生産・加工・流通事業
- 建材・セメントなどの建設資材関連事業及び総合不動産事業



消費地近接型物流施設「SOSILA中央林間」(神奈川県大和市)

資源・化学品

事業部門



業績概要

資源・エネルギー価格が上昇したことに加え、資源・エネルギー関連ビジネスが好調に推移したことや、化学品・エレクトロニクスビジネスが堅調に推移したことなどから、前期に比べ196億円増益の2,669億円の利益となりました。

事業概要

- 非鉄金属原料・製品、石灰、鉄鉱石、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 基礎化学品(有機、無機、バイオケミカル)、電池用材料・電子材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、農薬、肥料及び動物薬に関する事業



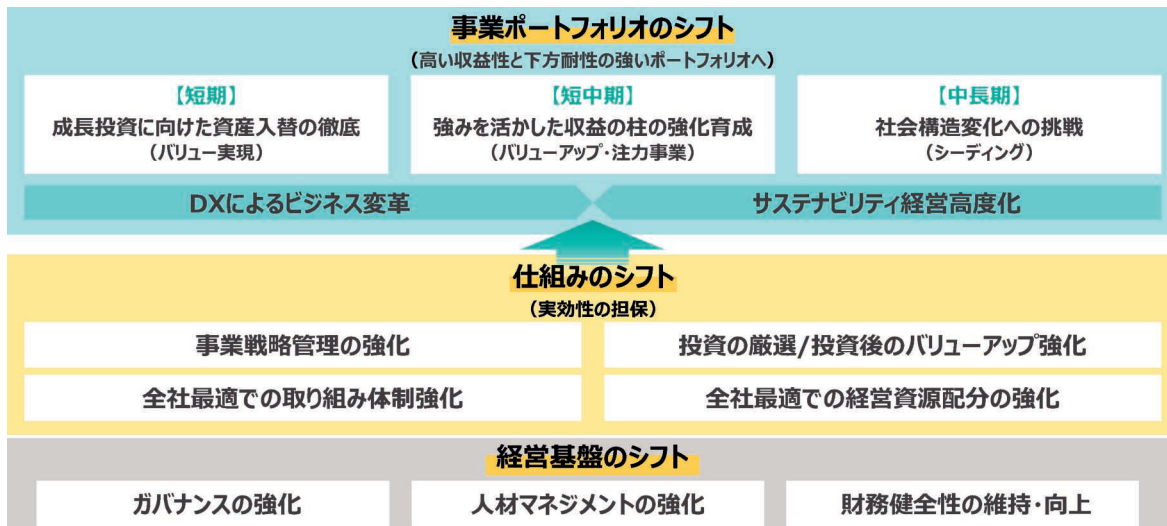
ブラジルにおける農業資材直販事業

2 中期経営計画「SHIFT 2023」の進捗及び対処すべき課題

(1) 「SHIFT 2023」(対象：2021年度～2023年度)の進捗

当社は、「SHIFT 2023」において、高い収益性と下方耐性の強いポートフォリオの構築に向けた「事業ポートフォリオのシフト」、その実効性を担保するための「仕組みのシフト」と「経営基盤のシフト」に取り組んでおり、それぞれのシフトの進捗状況は以下のとおりです。

中期経営計画「SHIFT 2023」の全体像



<ご参考> 「SHIFT 2023」の詳細につきましては、当社HPをご参照ください。



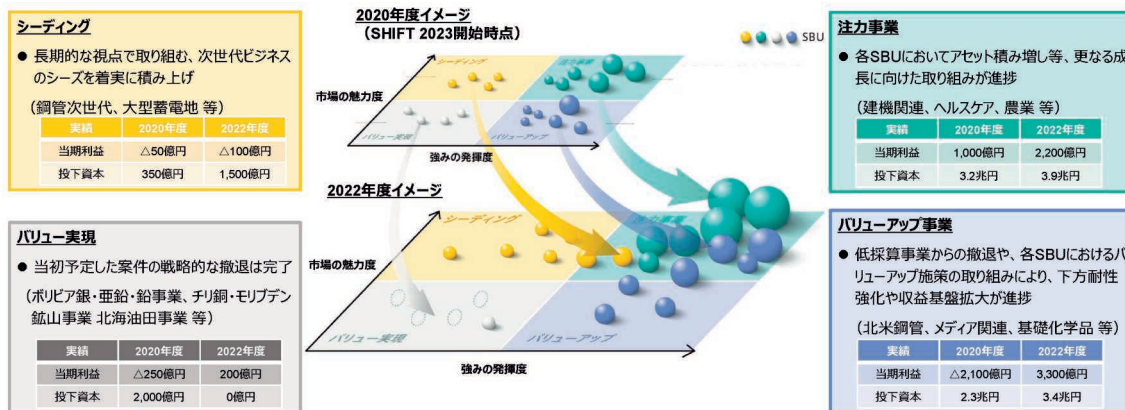
① 事業ポートフォリオのシフト

当社は、すべての事業を、組織の枠組にこだわらず戦略単位でStrategic Business Unit (SBU) にくくり、市場の魅力度と当社グループの強みの発揮度を軸に4つのカテゴリーに分類し、当社の強みが発揮できる事業分野へ経営資源（資金・人材）のシフトを進めています。

<4つのカテゴリー>

- ・好機を逸することなく戦略的に撤退し、経営資源の回収を図る「バリュー実現」
- ・効率性向上等により既存の収益の柱を更に太くする「バリューアップ事業」
- ・事業規模の拡大を通じて収益の柱の育成を目指す「注力事業」
- ・次世代のビジネスを育成し、新たな収益の柱を目指す「シーディング」

(a) 2022年度の各カテゴリーの進捗



<ご参考>2022年度の取組の詳細につきましては、当社HPに掲載している
2023年5月9日の決算プレゼンテーション資料をご参照ください。



(b) DX (デジタルトランスフォーメーション) によるビジネス変革及びサステナビリティ経営の高度化
事業ポートフォリオのシフトを後押しし、既存ビジネスの機能・収益性向上や新規ビジネスの創出を
促す取組として、DXによるビジネス変革やサステナビリティ経営の高度化にも注力しました。

DXによるビジネス変革

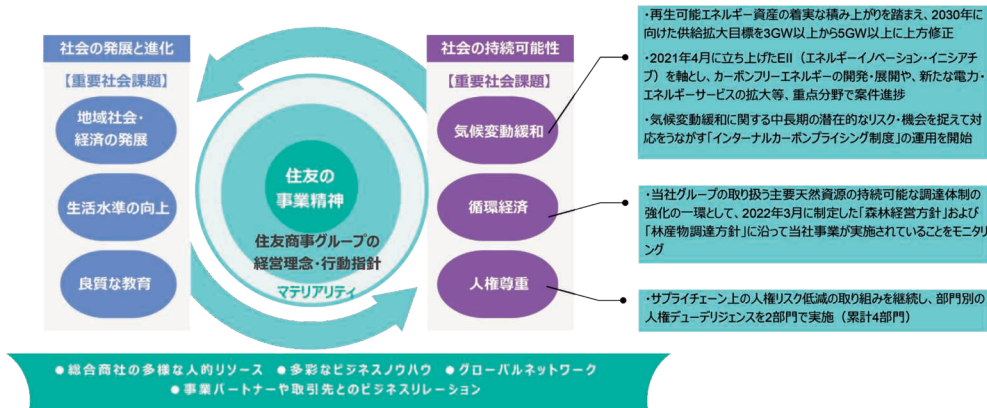
- ・ 既存ビジネスにおけるDX実装による機能・収益性向上：
国内スーパーマーケット事業における需給予測やヘルスケア事業におけるデータ分析高度化等が進捗
- ・ 次世代成長戦略テーマにおけるDXを掛け合わせた新規ビジネスの創出：
脱炭素、モバイル決済サービス、DX支援サービス等が進捗

サステナビリティ経営高度化

持続可能な社会の実現のために当社が取り組むべき6つの「重要社会課題」(2020年に設定)に関し
て、各SBUの取組や全社制度の運用開始など、社内における浸透や進捗が加速しています。2022年度の
主な取組例は、次のページの図のとおりです。

引き続き、以下を始めとするサステナビリティ経営の高度化に取り組んでいきます。

- ・ 2050年までの社会のカーボンニュートラル化への貢献を目指す上で、気候変動緩和に資する事業への
転換を促進する仕組みの設計・導入
- ・ EIIと6つの事業部門が連携し、社会構造変化を見据えた次世代事業を創出・収益化
- ・ 持続可能な天然資源の調達体制の強化及び実効性のある運用
- ・ 多岐にわたるサプライチェーンを擁する当社事業において人権リスクの管理体制の構築・強化



＜ご参考＞重要社会課題及び各課題に対する長期・中期目標の詳細並びに
その成果・進捗につきましては、当社HPをご覧ください。



② 仕組みのシフト

事業ポートフォリオのシフトを実効性のあるものとするために、仕組みのシフトも推進しました。具体的には、以下に取り組みました。

- 各SBUの戦略の進捗状況のモニタリング及び戦略の見直しの要否を議論するPDCAサイクルの実施
- 事業投資の成功確度向上と価値最大化に向け、投資案件選定指針の制定による投資規律の厳格化及び投資パフォーマンス連動報酬制度の導入・運用
- 次世代エネルギー、社会インフラ、リテイル・コンシューマー、ヘルスケア、農業等の成長戦略テーマの取組体制の整備・強化
- 部門の枠組を超えた、よりダイナミックな事業ポートフォリオシフトに繋げるべく、全社最適で投下資本を配分する仕組へ変更

③ 経営基盤のシフト

当社が中長期的に成長、発展していくための経営基盤についても、着実に強化、拡充を進めています。

ガバナンスの強化

- 2022年度：中長期的企業価値向上・経営目標達成の動機付け強化を目的とした役員報酬制度の改定（報酬水準・報酬構成比率の見直し、業績連動賞与における総支給額の算出に当社株価成長率を反映）
- 2023年度以降：株式報酬制度の評価指標に非財務指標（気候変動問題対応、女性活躍推進、従業員エンゲージメント）を追加^(注)

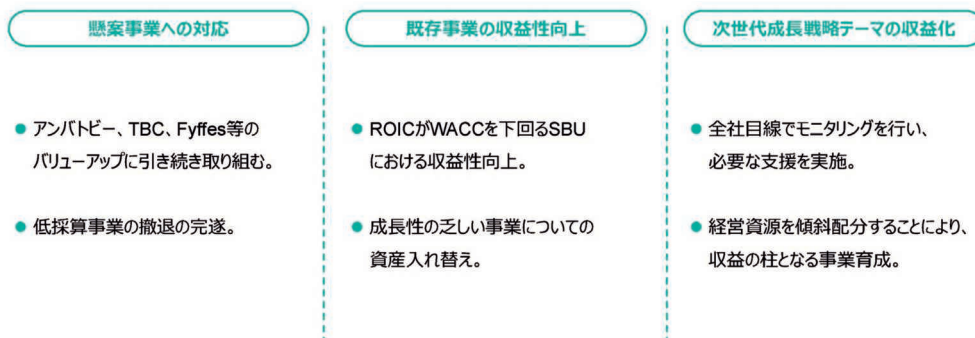
人材マネジメントの強化

- 年次概念に囚われない登用や女性登用、執行役員への登用を含むキャリア人材の積極登用、採用手法の多様化・通年化など、「Diversity, Equity & Inclusion」を更に推進

(注) 第155 期定時株主総会第4号議案が原案どおり承認されることが前提

(2) 「SHIFT 2023」完遂に向けた取組

上記で述べた2年間の進捗を踏まえ、「SHIFT 2023」の最終年度である2023年度は、その完遂に向けて、以下の分野に重点的に取り組みます。



当社は、成長性及び業績の安定性を更に向上するために「SHIFT 2023」を完遂し、どのような外部環境であっても株主資本コストを上回る利益をあげられる体質をつくり、株主還元の充実も図っていきます。また、建設的な対話を通じ、市場からの信頼向上に繋げられるよう努めていきます。

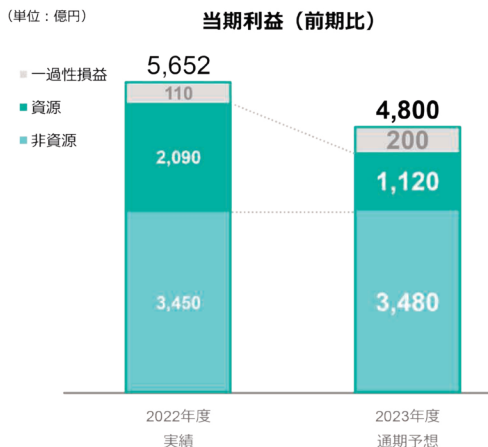
(3) 定量計画と株主還元方針

今後の定量計画と株主還元方針の詳細は、以下のとおりです。

① 定量計画

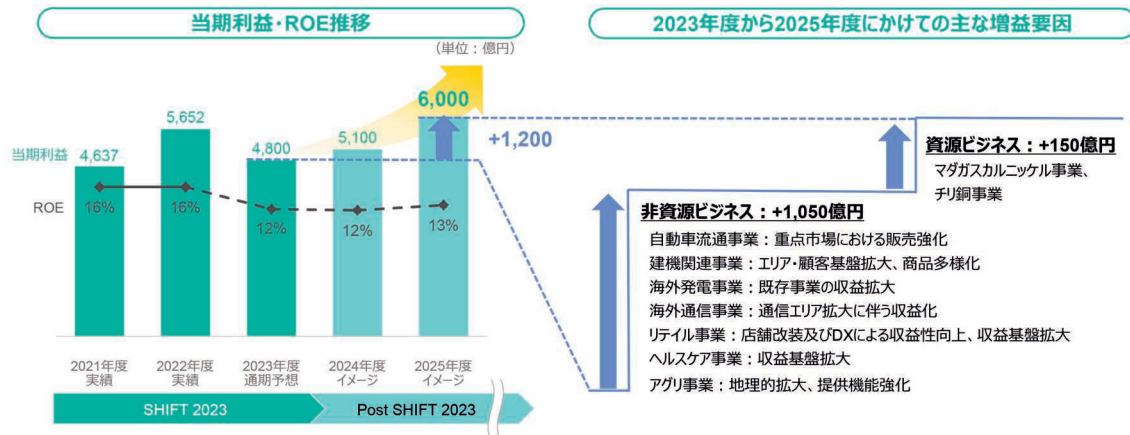
- 業績見通し

今般、足元の状況を踏まえ、業績見通しを以下のとおりとしました。



世界経済の先行き不透明感は増しているものの、概ね足元の事業環境の継続を見込んでおり、2023年度の利益予想は4,800億円としています。前期比では、資源ビジネスは資源・エネルギー価格の軟化などにより減益、非資源ビジネスは横ばいを見込んでいます。

なお、当社は最適な経営資源配分を通じた事業ポートフォリオのシフトの実行に向けて、「SHIFT 2023」の対象期間だけに限らず、常に3年先までの定量イメージを持ちながら戦略議論を実施しており、以下のとおり2025年度までの利益イメージを示しています。



・キャッシュ・フロー計画

「SHIFT 2023」において、株主還元後フリーキャッシュ・フローの黒字を確保する方針を堅持し、投融資と資産入替を着実に進め、高い収益性と下方耐性の強い事業ポートフォリオへのシフトに取り組んでいきます。

(単位: 億円)

	SHIFT 2023		
	累計実績 (21/4~23/3)	2023年度計画	3年合計計画 (23/5公表)
基礎収益キャッシュ・フロー ¹	+8,689	+4,000	+12,700
減価償却費 (リース負債による支出Net後)	+2,142	+1,100	+3,200
資産入替	+3,800	+2,200	+6,000
その他の資金移動	△5,800	±0	△5,800
投融資 (含む追加・更新投資)	△6,500	△5,000	△11,400
フリーキャッシュ・フロー (調整後²)	+2,445	+2,300	+4,700
株主還元 ³	△2,911	△1,800	△4,700
株主還元後 フリーキャッシュ・フロー (調整後²)	△466	+500	黒字確保

1 基礎収益キャッシュ・フロー＝

(売上総利益＋販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)＋利息収支＋受取配当金) × (1-税率) + 持分法投資先からの配当

2 財務活動によるキャッシュ・フローに含まれるリース負債による支出を調整

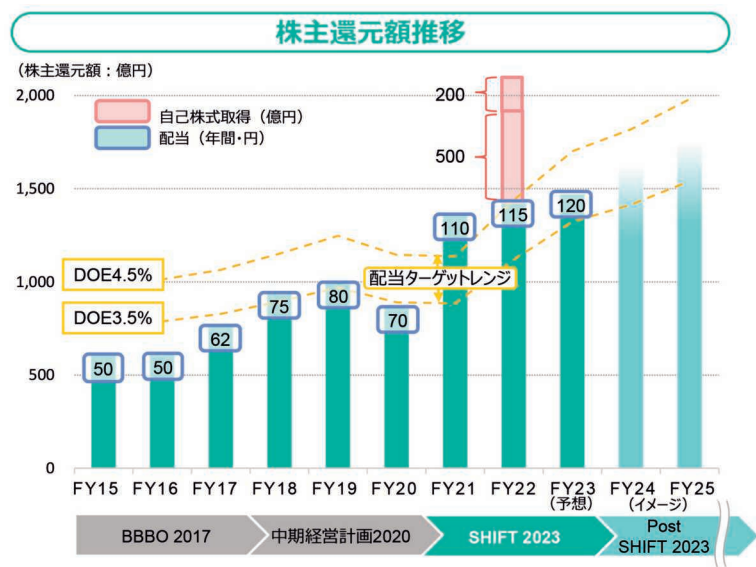
3 2023年度計画に含まれる24/3期年間配当は120円/株を前提

② 株主還元方針と2023年度の年間配当金予想額

株主還元方針：

DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案して年間の配当額を決定。当期利益実績の30%相当額が上記範囲を超過した場合は、超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施。

2023年度の年間配当金は、2023年度通期連結業績予想4,800億円を踏まえ、前期比5円増配となる1株当たり120円（2023年度の下限）とする予定です。



今後も安定した配当と中長期的な利益成長による配当額の増加を目指します。

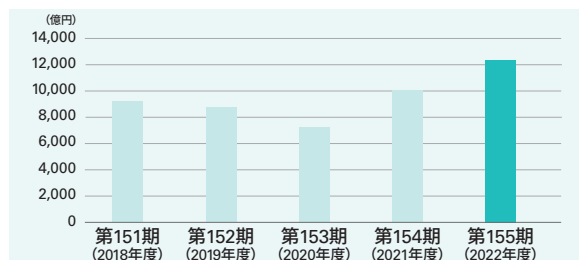
2023年度は「SHIFT 2023」の最終年度であり、その完遂に向けて、全力で取り組んでいきます。株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3 財産及び損益の状況

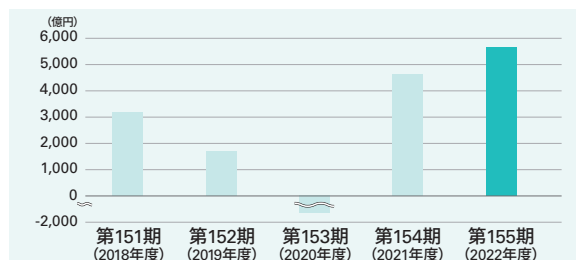
区 分	国際会計基準				
	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)
収益 (億円)	53,392	52,998	46,451	54,950	68,179
売上総利益 (億円)	9,232	8,737	7,295	10,096	12,348
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	3,205	1,714	△ 1,531	4,637	5,652
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	256.68	137.18	△ 122.42	370.79	452.51
総資産額 (億円)	79,165	81,286	80,800	95,822	101,063
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	27,715	25,441	25,280	31,978	37,795
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,219.11	2,036.48	2,022.83	2,558.24	3,062.59
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	12.0	6.4	△ 6.0	16.2	16.2
総資産当期利益率 (ROA) (%)	4.1	2.1	△ 1.9	5.3	5.7
親会社所有者帰属持分比率 (%)	35.0	31.3	31.3	33.4	37.4
有利子負債 (ネット) (億円)	24,271	24,688	23,004	22,737	24,844
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7

(注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

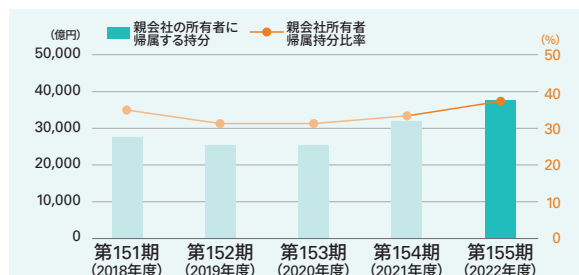
売上総利益



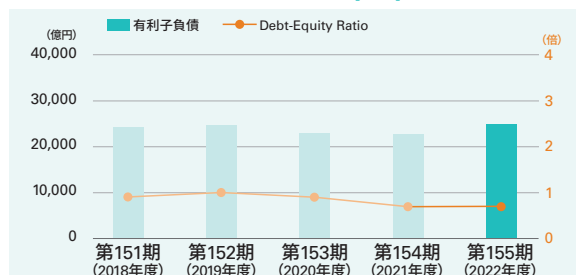
当期利益又は損失 (△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 国内

当 社 本 店	東京都千代田区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	4か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店
国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キーウ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

- (注) 1. 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所24か所があります。
 2. 「キーウ支店」は、旧「キエフ支店」が2022年5月1日付で名称変更したものです。
 3. 「アスタナ出張所」は、旧「ヌルスルタン出張所」が2022年12月1日付で名称変更したものです。

海外独立法人	35法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、 欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、 中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、 アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、 上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外独立法人35法人が有する本・支店等は82か所です。

6 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

セグメント	■ 金属	■ 輸送機・建機	■ インフラ	■ メディア・デジタル	■ 生活・不動産	■ 資源・化学品	その他	合計
従業員数	5,905名	21,552名	3,528名	15,967名	18,346名	9,713名	3,224名	78,235名 (対前期末3,982名増)

(注) 上記「その他」には、エネルギーイノベーション・イニシアチブ (EII) の業務に従事している従業員が含まれています。

(2) 当社の従業員数

合計 5,223名 (対前期末77名減)

(注) この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員155名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区分	国際会計基準			
	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)
連結子会社	663社	662社	637社	636社
持分法適用会社	294社	273社	256社	250社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
■ 金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内・貿易取引及びその関連事業
■ 輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
■ インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
■ メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	JCOM株式会社 (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
■ 生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
■ 資源・化学品	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
	住友商事ケミカル株式会社 (子)	化学品・電子材料の国内・貿易取引
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	208,229
株式会社日本政策投資銀行	160,095
株式会社三井住友銀行	145,580
三井住友信託銀行株式会社	119,649
株式会社みずほ銀行	101,475
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
日本生命保険相互会社	82,888
信金中央金庫	60,000
農林中央金庫	50,000
その他	665,961
当社単体借入金合計	1,767,877
連結子会社借入金合計	798,616
連結借入金合計	2,566,493

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行又は株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするシンジケートローンが合計で25,000百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2022年5月 第60回円建無担保社債 200億円 (2032年5月満期 年利0.574%)

2023年3月 第61回円建無担保社債 100億円 (2028年3月満期 年利0.644%)

2023年3月 第62回円建無担保社債 250億円 (2030年3月満期 年利0.949%)

2023年3月 第4回米ドル建無担保社債 500百万米ドル (668億円) (2028年3月満期 年利5.550%)

10 設備投資についての状況

生活・不動産事業部門において、国内のオフィスビルを取得しました。また、国内のオフィスビルの一部を売却しました。

II. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

発行可能株式総数 2,000,000,000株

発行済株式の総数 1,251,571,867株 (対前期末167,500株増/自己株式17,478,130株を含む)

(注) 発行済株式の総数の増加は、2022年8月18日付で業績連動型株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。

株主数 259,677名 (対前期末35,416名増)

単元株式数 100株

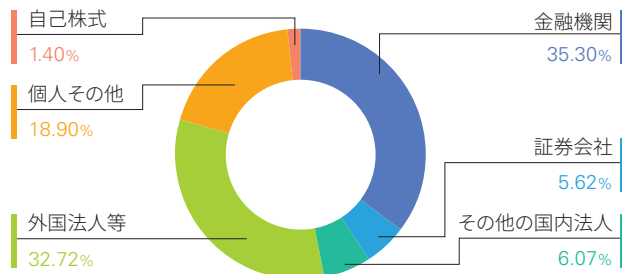
大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	203,004	16.45
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	92,803	7.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	71,710	5.81
住友生命保険相互会社	30,855	2.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,222	1.56
三井住友海上火災保険株式会社	15,000	1.22
日本生命保険相互会社	14,879	1.21
JP MORGAN CHASE BANK 385781	14,782	1.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	14,385	1.17
JPモルガン証券株式会社	13,236	1.07

(注) 1. 当社は、自己株式を17,478,130株保有していますが、上記大株主からは除いています。

2. 持株比率は、自己株式を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



(注) 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 60,300株	7名

(注) 1. 上記の取締役には、2020年6月19日開催の第152期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。

2. 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付された株式はありません。

その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の実現を図るため、2023年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得を行うことを決議し、2023年4月28日までに、次のとおり自己株式を取得しました。取得した自己株式の全数については、同取締役会決議に基づき、2023年6月2日に消却する予定です。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	21,268,200株 ^(*)
株式の取得価額の総額	49,999,766,200円 ^(*)
取得期間	2023年2月7日～2023年4月28日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(注) *は、取得期間終了時点の状況を記載しています。

また、当社は2023年5月9日開催の取締役会において、次のとおり追加の自己株式の取得を決議しました。取得する自己株式の全数について、同取締役会決議に基づき、2023年7月24日に消却する予定です。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	1,200万株を上限とする
株式の取得価額の総額	200億円を上限とする
取得期間	2023年5月10日～2023年6月9日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

III. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
中村 邦晴	取締役会長	日本電気株式会社 社外取締役 信越化学工業株式会社 社外取締役
兵頭 誠之	代表取締役 社長執行役員	CEO
南部 智一	代表取締役 副社長執行役員	CDO*4 (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)
清島 隆之	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO*5
諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
東野 博一	代表取締役 常務執行役員	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO*6
石田 浩二	社外取締役*1	有限責任 あずさ監査法人*7 公益監視委員会委員
	取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
	18回中18回 (100%)	主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、業績管理や事業経営など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
岩田 喜美枝	社外取締役*1	東京都*8 監査委員 株式会社りそなホールディングス*8 社外取締役 味の素株式会社*8 社外取締役
	取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
	18回中15回 (83.3%)	主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、気候変動への対応や人材戦略など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
山崎 恒	社外取締役*1	弁護士 全国農業協同組合連合会*9 経営管理委員 株式会社かんば生命保険*8 社外取締役
	取締役会への出席状況	<p>主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、法務や人権問題への対応など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>
井手 明子	社外取締役*1	東北電力株式会社*9 社外取締役（監査等委員）
	取締役会への出席状況	<p>主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や内部統制など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>
御立 尚資	社外取締役*1	楽天グループ株式会社*8 社外取締役 DMG森精機株式会社*8 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社*8 社外取締役
	取締役会への出席状況*10	<p>主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要*10</p> <p>主に米国大手経営コンサルティング会社での経験や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略や事業ポートフォリオのあり方など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>
細野 充彦	常任監査役 (常勤)	
坂田 一成	監査役 (常勤)	

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	
永井敏雄	社外監査役*2	弁護士 東レ株式会社*9 社外監査役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18回中18回 (100%)	17回中17回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
加藤義孝*3	社外監査役*2	公認会計士 住友化学株式会社*9 社外監査役 三井不動産株式会社*8 社外監査役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18回中18回 (100%)	17回中17回 (100%)	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
長嶋由紀子	社外監査役*2	株式会社リクルートホールディングス*8 常勤監査役 株式会社リクルート*9 常勤監査役 日本たばこ産業株式会社*8 社外取締役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18回中18回 (100%)	17回中17回 (100%)	主に大手企業（持株会社）の常勤監査役やグループ会社の経営者としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（25ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（25ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. *4 CDO : Chief Digital Officer
5. *5 CAO : Chief Administration Officer, CCO : Chief Compliance Officer
6. *6 CSO : Chief Strategy Officer, CIO : Chief Information Officer
7. *7 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
8. *8 東京都、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、株式会社かんぽ生命保険、楽天グループ株式会社、DMG森精機株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、株式会社リクルートホールディングス、日本たばこ産業株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
9. *9 全国農業協同組合連合会、東北電力株式会社、東レ株式会社、住友化学株式会社、株式会社リクルートは、当社の取引先です。
10. *10 御立尚資氏の取締役会への出席状況並びに主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要については、2022年6月24日就任以降のものを記載しています。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳					
			例月報酬	業績連動賞与	旧制度 (2021年6月以前)	新制度 (2021年6月以降)		
					業績連動型 株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット)	譲渡制限付業績連動型株式報酬		
					2022年6月以前	2022年6月以降		
取締役	社内取締役	8名	1,311百万円	427百万円	537百万円	91百万円	86百万円	169百万円
	社外取締役	6名	104百万円	104百万円	—	—	—	—
	合計	14名	1,415百万円	532百万円	537百万円	91百万円	86百万円	169百万円
	報酬等の上限額等 (年額/年間総数)	—	—	600百万円以内 (社外取締役に つき150百万円 以内) ^{※1}	750百万円 以内 ^{※2}	430百万円/ 18万株以内 ^{※3}	650百万円/ 30万株以内 ^{※4}	1,100百万円/ 45万株以内 ^{※5}
監査役	社内監査役	3名	87百万円	87百万円	—	—	—	—
	社外監査役	3名	59百万円	59百万円	—	—	—	—
	合計	6名	146百万円	146百万円	—	—	—	—
	報酬等の上限額 (年額)	—	—	180百万円以内 ^{※6}	—	—	—	—

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、以下のとおり過去の株主総会において決議されています。

	株主総会決議がなされた日	当該決議に係るその時点の役員の数
※1	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	取締役11名 (うち社外取締役5名)
※2	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※3	第150期定時株主総会 (2018年6月22日)	社外取締役を除く取締役6名
※4	第153期定時株主総会 (2021年6月18日)	社外取締役を除く取締役6名
※5	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※6	第145期定時株主総会 (2013年6月21日)	監査役5名 (うち社外監査役3名)

2. 当期末現在の人員数は、取締役11名 (うち社外取締役5名)、監査役5名 (うち社外監査役3名) です。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 「業績連動賞与」は、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において決議された上限額の範囲内で、取締役会で決定された算出方法に基づき算出した金額の上限額を記載しています。
5. 「旧制度」は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を指します。なお、旧制度に基づく譲渡制限付株式報酬は当事業年度において支給されていません。
6. 「新制度」は、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会決議により、旧制度における譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型報酬制度を一本化して導入された、譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を指します。
7. 「業績連動型株式報酬」の金額は、旧制度のもとで当事業年度に費用計上した金額及び旧制度のもとで2023年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
8. 「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の金額は、新制度のもとで2024年及び2025年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
9. 取締役の業績連動報酬等 (業績連動賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は884百万円、非金銭報酬等 (業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は347百万円です。
10. 取締役及び監査役の報酬等の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、各内訳を足し合わせた額と合計値は必ずしも一致していません。

3 当社の役員報酬制度の概要

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。その概要は、以下のとおりです。

①報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役	取締役会長	社外取締役
固定	例月報酬	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—
	株式報酬	●	●	—

②各報酬の水準及び割合

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する優秀な経営人材を確保・リテンションするために適切な報酬水準を設定したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値等に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定します。

③各報酬の決定方針及び決定方法

- 各報酬の決定方針：以下のとおり。
- 各報酬の決定方法：株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役に答申。その他の決定方法については以下のとおり。

各報酬の決定方針		各報酬の決定方法
固定	例月報酬	上記水準により、毎月定額を支給する。
変動	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る一定範囲の業績管理指標等の想定値を設定し、業績管理指標等の実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会にて決定。 ・当該事業年度終了後に、取締役会から委任を受けた代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲内で個人別賞与額を算出。 ・個人評価の決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告。
	株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、複数の事業年度に係る指標等の実績に応じて株式報酬を算出する株式報酬フォーミュラを最初の事業年度の取締役会にて決定。 ・各事業年度中に、取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会（社外取締役、取締役会長及び代表取締役 社長執行役員 CEOにより構成）が当該フォーミュラの指標のうち環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標の当該事業年度に係る評価を決定し、その決定内容を取締役に報告。 <p>株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定める。</p>

④報酬内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にてその内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 当事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

① 業績連動賞与

- ・経営戦略との関連性を強化する観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」において重視する業績管理指標である、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フロー及び当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて総支給額を決定。
- ・各業務執行取締役には、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給。
- ・各業務執行役員の個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面より実施。
- ・業績連動賞与の算定の基礎として選定した業績指標の実績（2022年度の実績）は以下の表のとおり。

	実績
連結純利益	5,652億円
基礎収益キャッシュ・フロー	5,093億円
株価成長率	120%

- ・当事業年度終了後に代表取締役 社長執行役員 CEO（兵頭誠之氏）が各業務執行取締役との面談を経て決定した個人評価を踏まえ、2022年度の業績連動賞与を支給（2023年6月支給）。
- ・代表取締役 社長執行役員 CEOは、業務執行を統括する立場から俯瞰的に各業務執行取締役の個人評価を決定できるため、当該決定を代表取締役 社長執行役員 CEOに委任している。また、適切な決定を担保するため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告する。

② 株式報酬

- ・当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、2018年に、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して役位に応じて決定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する譲渡制限付株式報酬制度（以下「旧制度①（譲渡制限付株式報酬）」という。）とともに、業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度②（業績連動型株式報酬）」という。）を導入し、対象取締役に対して、各年の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）における役務提供の対価として、役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間（以下「評価期間」という。）における当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合をいう。以下同じ。）に応じて算定された数の当社普通株式を交付することとしている。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度②（業績連動型株式報酬）に基づき当該定時株主総会終結以後に退任する対象取締役に交付する当社普通株式に、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間譲渡制限を設定することの承認を得ている。

- ・2022年6月末日に旧制度②（業績連動型株式報酬）の評価期間（2019年6月1日から2022年6月末日まで）が終了したことから、当該評価期間における当社株式成長率（107.7%）を踏まえ、対象取締役7名に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式60,300株を発行し、割り当てた。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度①（譲渡制限付株式報酬）及び旧制度②（業績連動型株式報酬）を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」という。）を導入。対象取締役に対して、役務提供期間における役務提供の対価として、評価期間における当社株式成長率（2023年6月に評価期間が開始する株式報酬からは配当を含めずに算定する予定）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとしている。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としている。
- ・なお、新制度の最初の評価期間の終了は2024年6月末日となるため、新制度に係る当社株式成長率の実績はない。

4 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社等の全部又は一部の取締役、監査役及び執行役員等（以下「役員等」という。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。ただし、役員等が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しています。

6 執行役員の氏名等 (2023年4月1日現在)

会社における地位	氏 名	会社における担当
社長執行役員*1	兵 頭 誠 之	CEO
副社長執行役員	上 野 真 吾	(金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌)
副社長執行役員*1	清 島 隆 之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO
専務執行役員	中 島 正 樹	メディア・デジタル事業部門長
専務執行役員*1	諸 岡 礼 二	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専務執行役員	坂 本 好 之	資源・化学品事業部門長
専務執行役員	竹 田 光 宏	JCOM株式会社 取締役 副社長執行役員
専務執行役員*1	東 野 博 一	コーポレート部門 企画担当役員 CSO
専務執行役員	犬 伏 勝 也	金属事業部門長
常務執行役員	塩 見 圭 吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員	中 村 家 久	メディア・デジタル事業部門長補佐
常務執行役員	野 中 紀 彦	輸送機・建機事業部門長
常務執行役員	加 藤 真 一	米州総支配人補佐、TBC Corporation CAO
常務執行役員	向 田 良 徳	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当)
常務執行役員	和 田 知 徳	米州総支配人
常務執行役員	森 肇	中東・アフリカ総支配人
常務執行役員	本 多 之 仁	インフラ事業部門長
常務執行役員	為 田 耕太郎	生活・不動産事業部門長
常務執行役員	有 友 晴 彦	東アジア総代表
常務執行役員	吉 田 伸 弘	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	小 池 浩 之	欧州・CIS総支配人
常務執行役員	尾 崎 務	SCSK株式会社 執行役員 専務
常務執行役員	住 田 孝 之	コーポレート部門 企画担当役員補佐
常務執行役員	麻 生 浩 司	エネルギーイノベーション・イニシアチブリーダー
常務執行役員	佐 藤 仁 彦	内部統制・内部監査統括責任者
執行役員	山 名 宗	住友商事マシネックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	田 村 達 郎	欧州・CIS総支配人補佐、欧州・CIS住友商事グループ Deputy CEO 兼 CFO 欧州・CISコーポレート部門長、欧州住友商事会社 CFO
執行役員	渡 辺 一 正	メディア事業本部長
執行役員	横 濱 雅 彦	金属業務部長

会社における地位	氏名	会社における担当
執行役員	氏本祐介	JCOM株式会社 常務執行役員
執行役員	竹野浩樹	ライフスタイル事業本部長
執行役員	上野忠之	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
執行役員	吉田安宏	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)
執行役員	辛島裕	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ インドネシア住友商事会社社長
執行役員	日下貴雄	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執行役員	村田大明	建設不動産本部長
執行役員	富田亜紀	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐（総務・法務担当）、 コンプライアンス推進部長
執行役員 ^{*2}	岩波剛太	国内担当役員補佐、中部支社長
執行役員 ^{*2}	米津暢康	エネルギーイノベーション・イニシアチブサブリーダー、 インドネシアEX部長
執行役員 ^{*2}	北島誠二	エネルギーイノベーション・イニシアチブサブリーダー
執行役員 ^{*2}	竹中英介	経営企画部長
執行役員 ^{*2}	巽達志	DX・IT統括責任者 CDO・CIO
執行役員 ^{*2}	荒牧俊一	デジタル事業本部長
執行役員 ^{*2}	中澤佳子	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐（人事担当）

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、2023年4月1日付で新たに就任した執行役員です。

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第155期 (2023年3月31日現在)	第154期(ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	4,872,957	4,645,483
現金及び現金同等物	656,859	733,824
定期預金	10,783	13,847
有価証券	1,741	2,308
営業債権及びその他の債権	1,678,995	1,621,862
契約資産	426,369	300,539
その他の金融資産	123,827	250,892
棚卸資産	1,390,559	1,058,003
前渡金	135,177	116,795
売却目的保有資産	6,574	33,815
その他の流動資産	442,073	513,598
非流動資産	5,233,295	4,936,683
持分法で会計処理されている投資	2,642,504	2,356,984
その他の投資	388,767	416,667
営業債権及びその他の債権	207,201	215,941
その他の金融資産	190,736	204,415
有形固定資産	1,046,316	1,023,733
無形資産	284,790	254,966
投資不動産	346,355	339,336
生物資産	36,891	40,241
繰延税金資産	30,790	26,660
その他の非流動資産	58,945	57,740
資産合計	10,106,252	9,582,166

科 目	第155期 (2023年3月31日現在)	第154期(ご参考) (2022年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	2,965,155	3,076,790
社債及び借入金	685,356	608,031
営業債務及びその他の債務	1,648,976	1,612,480
リース負債	76,058	73,820
その他の金融負債	119,170	292,185
未払法人所得税	48,060	63,373
未払費用	137,190	119,979
契約負債	119,603	155,651
引当金	12,152	6,429
売却目的保有資産に関わる負債	5,487	16,917
その他の流動負債	113,103	127,925
非流動負債	3,163,638	3,124,091
社債及び借入金	2,466,733	2,413,343
営業債務及びその他の債務	57,575	50,651
リース負債	421,759	410,027
その他の金融負債	57,243	95,764
退職給付に係る負債	21,841	20,742
引当金	39,996	55,969
繰延税金負債	98,491	77,595
負債合計	6,128,793	6,200,881
(資本の部)		
資本	3,977,459	3,381,285
親会社の所有者に帰属する持分合計	3,779,518	3,197,816
資本金	220,047	219,894
資本剰余金	254,114	255,996
自己株式	△39,563	△1,871
その他の資本の構成要素	637,538	454,136
利益剰余金	2,707,382	2,269,661
非支配持分	197,941	183,469
負債及び資本合計	10,106,252	9,582,166

連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第155期	第154期(ご参考)
	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	6,238,706	4,997,278
サービス及びその他の販売に係る収益	579,166	497,737
収益合計	6,817,872	5,495,015
原価:		
商品販売に係る原価	△5,278,970	△4,219,322
サービス及びその他の販売に係る原価	△304,150	△266,090
原価合計	△5,583,120	△4,485,412
売上総利益	1,234,752	1,009,603
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△811,737	△713,941
固定資産評価損益	△6,861	△17,887
固定資産売却損益	20,152	5,244
その他の損益	△3,241	55,881
その他の収益・費用合計	△801,687	△670,703
金融収益及び金融費用:		
受取利息	48,340	28,989
支払利息	△59,791	△30,194
受取配当金	20,068	27,255
有価証券損益	29,050	48,238
金融収益及び金融費用合計	37,667	74,288
持分法による投資損益	252,186	176,831
税引前利益	722,918	590,019
法人所得税費用	△123,830	△105,452
当期利益	599,088	484,567
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	565,178	463,694
非支配持分	33,910	20,873
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	4,735	14,188
確定給付制度の再測定	8,885	10,577
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	769	△1,646
純損益に振替えられることのない項目合計	14,389	23,119
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	123,559	246,071
キャッシュ・フロー・ヘッジ	26,175	19,354
ヘッジ・コスト	△1,596	△2,209
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	48,835	20,363
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	196,973	283,579
税引後その他の包括利益	211,362	306,698
当期包括利益合計	810,450	791,265
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	774,262	765,330
非支配持分	36,188	25,935

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第155期	第154期
	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	232,801	194,066
当期利益	599,088	484,567
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	183,749	170,363
固定資産評価損益	6,861	17,887
金融収益及び金融費用	△37,667	△74,288
持分法による投資損益	△252,186	△176,831
固定資産売却損益	△20,152	△5,244
法人所得税費用	123,830	105,452
棚卸資産の増減	△264,356	△148,056
営業債権及びその他の債権の増減	△9,911	△200,792
前払費用の増減	△10,599	△28,476
営業債務及びその他の債務の増減	△39,662	251,924
その他一純額	△118,258	△249,621
利息の受取額	20,728	13,601
配当金の受取額	205,786	142,767
利息の支払額	△46,483	△22,650
法人税等の支払額	△107,967	△86,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	△91,525	49,039
有形固定資産の売却による収入	15,140	5,300
有形固定資産の取得による支出	△70,295	△69,716
投資不動産の売却による収入	32,119	22,327
投資不動産の取得による支出	△44,333	△7,576
その他の投資の売却による収入	116,771	166,017
その他の投資の取得による支出	△145,218	△95,738
貸付金の回収による収入	20,273	50,492
貸付による支出	△15,982	△22,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	△250,459	△139,924
短期借入債務の収支	72,247	55,708
長期借入債務による収入	381,151	354,709
長期借入債務による支出	△415,156	△369,915
リース負債による支出	△71,509	△68,365
配当金の支払額	△153,139	△99,985
非支配持分株主からの払込による収入	663	758
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△3,247	△2,178
非支配持分株主への配当金の支払額	△23,555	△10,708
自己株式の取得及び処分による収支	△37,914	52
現金及び現金同等物の増減額	△109,183	103,181
現金及び現金同等物の期首残高	733,824	599,013
現金及び現金同等物の為替変動による影響	26,959	40,668
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	5,259	△9,038
現金及び現金同等物の期末残高	656,859	733,824

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 貸借対照表

科 目	第155期	第154期(ご参考)
	(2023年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
	百万円	百万円
(資産の部)		
流動資産	1,632,967	1,725,088
現金及び預金	176,542	178,152
受取手形	2,972	4,716
売掛金	472,496	528,478
契約資産	145,062	98,523
有価証券	400	62,366
商品	105,078	94,648
販売不動産	230,199	167,840
前渡金	78,913	86,347
前払費用	8,608	8,339
短期貸付金	218,948	207,217
その他の流動資産	197,543	292,220
貸倒引当金	△3,800	△3,762
固定資産	3,168,033	2,977,352
有形固定資産	285,987	258,832
建物	52,271	54,974
構築物	768	810
機械及び装置	826	667
車両及び運搬具	163	88
器具及び備品	1,991	2,505
土地	218,388	190,580
建設仮勘定	11,577	9,205
無形固定資産	28,885	27,420
ソフトウェア	11,996	10,462
その他の無形固定資産	16,888	16,958
投資その他の資産	2,853,160	2,691,099
投資有価証券	222,357	252,048
関係会社株式	1,802,689	1,744,970
その他の関係会社有価証券	58,290	13,304
出資金	20,747	19,198
関係会社出資金	528,487	424,811
長期貸付金	59,119	50,301
固定化営業債権	23,050	29,011
長期前払費用	28,943	30,862
繰延税金資産	31,765	29,514
その他の投資その他の資産	124,821	151,865
貸倒引当金	△47,112	△54,788
資 産 合 計	4,801,000	4,702,441

科 目	第155期	第154期(ご参考)
	(2023年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
	百万円	百万円
(負債の部)		
流動負債	1,358,879	1,514,328
支払手形	2,828	2,355
買掛金	689,615	729,518
短期借入金	210,918	201,882
コマーシャルペーパー	65,000	64,000
社債(1年以内償還)	45,000	111,187
未払費用	21,659	17,999
未払法人税等	1,271	2,789
契約負債	45,214	93,183
預り金	233,690	193,419
前受収益	1,175	1,028
その他の流動負債	42,507	96,963
固定負債	2,022,761	1,982,447
長期借入金	1,556,959	1,567,988
社債	415,086	327,240
その他の固定負債	50,715	87,218
負 債 合 計	3,381,641	3,496,775
(純資産の部)		
株主資本	1,331,284	1,108,317
資本金	220,046	219,893
資本剰余金	231,180	231,027
資本準備金	231,180	231,027
利益剰余金	919,619	659,267
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	901,923	641,570
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	836,880	576,528
自己株式	△39,562	△1,870
評価・換算差額等	87,532	96,649
その他有価証券評価差額金	98,878	108,779
繰延ヘッジ損益	△11,346	△12,129
新株予約権	542	699
純 資 産 合 計	1,419,359	1,205,666
負債及び純資産合計	4,801,000	4,702,441

[単体] 損益計算書

科 目	第155期	第154期(ご参考)
	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益	590,170	518,495
原価	△442,745	△404,236
売上総利益	147,425	114,259
販売費及び一般管理費	△206,935	△185,308
営業損失(△)	△59,510	△71,049
営業外収益	489,512	381,700
受取利息	5,672	5,258
受取配当金	415,444	246,070
投資有価証券売却益	56,865	71,882
関係会社貸倒引当金取崩益	1,249	8,171
その他の営業外収益	10,280	50,317
営業外費用	△38,283	△35,185
支払利息	△15,861	△5,008
投資有価証券売却損	△1,292	△994
投資有価証券評価損	△6,203	△18,578
関係会社貸倒引当金繰入額	—	—
その他の営業外費用	△14,925	△10,603
経常利益	391,718	275,466
特別利益	17,582	5,284
固定資産売却益	17,582	5,284
特別損失	△145	△447
固定資産処分損	△145	△447
税引前当期純利益	409,156	280,302
法人税、住民税及び事業税	1,674	2,700
法人税等調整額	2,730	4,900
当期純利益	413,561	287,902

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って構築及び運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

住友商事株式会社 監査役会
 常任監査役（常勤） 細野 充彦 ㊟
 監査役（常勤） 坂田 一成 ㊟
 監査役 永井 敏雄 ㊟
 監査役 加藤 義孝 ㊟
 監査役 長嶋由紀子 ㊟

（注）監査役永井敏雄、監査役加藤義孝及び監査役長嶋由紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要 (注1)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

当社は、「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したものであり、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスのより一層の充実に向けて継続的な改善を図っています。

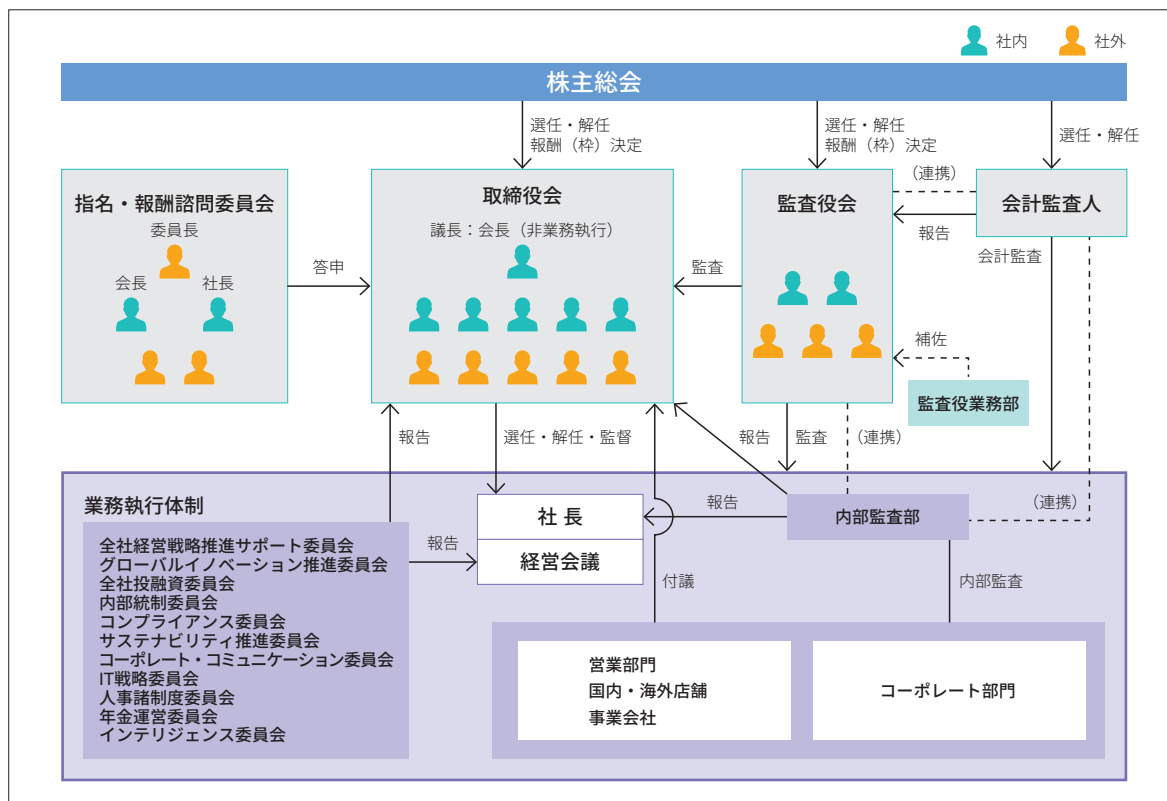
2. コーポレートガバナンス体制と特徴

当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営に対する監督・監視機能を確保しています。加えて、執行役員制度の導入・経営会議の設置などにより、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築しています。当社のコーポレートガバナンス体制の基本的事項は、下表のとおりです。

取締役・取締役会	<ul style="list-style-type: none">● 取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保する。● 取締役11名のうち、経験や専門性が異なる社外取締役5名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。● 取締役の任期は1年とする。
監査役・監査役会	<ul style="list-style-type: none">● 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成する。● 社内監査役は業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を、社外監査役は法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験をそれぞれ活かし、取締役の職務執行を監査する。● 監査役の任期は4年とする。
社外役員の独立性	各社外取締役、社外監査役は、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（25ページをご参照）を満たす。
在任期間の制限	<ul style="list-style-type: none">● 取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年を超えない。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除する。● 社外監査役の在任期間は、原則として8年を超えない。
兼務の制限	相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わない。
取締役会の議長	取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、経営の監督を行い、日常の業務執行に関与せず、代表権を有しない。
取締役会の諮問委員会	<ul style="list-style-type: none">● 指名・報酬諮問委員会を設置（委員5名のうち3名が社外取締役で、委員長を社外取締役が務める）● 同委員会は以下を検討し、その結果を取締役に答申する。 ①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役及び監査役の方針・手続、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む。）、⑤取締役及び監査役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む。）、⑥経営会議構成員の選任、⑦取締役及び執行役員報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役報酬枠、⑧顧問制度

(注1) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2023年3月31日時点の状況を記載しています。

【コーポレートガバナンス体制】



3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役会での審議の充実と監督機能の強化

取締役会は以下のような取組で、その審議を充実させ、監督機能の強化を図っています。

- 経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選するとともに、重点的に議論すべき年間の議題を取締役会メンバーで議論のうえ選定しています。
- 各事業部門の戦略の進捗状況及び課題並びにその対応方針に関する報告を受け、当該課題に焦点を当てて審議しています。また、主要な委員会の活動報告を受けることにより、会社全体の業務執行の状況について定期的にモニタリングしています。
- 取締役会の場以外のオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな経営上の重要事項について自由闊達な議論を行っています。また、取締役会における議論に社外役員が積極的に貢献することを目的として、社外取締役・社外監査役で構成する社外役員会を毎月開催し、活発な討議が行われています。
- 取締役会の開催の都度、社外取締役・監査役に対して、取締役会に付議する案件の内容を事前に説明しています。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。

2022年度は、実効性評価の形骸化を防ぎ、取締役会の機能向上のためのPDCAサイクルを回していくという観点から、実効性評価の手法や項目について取締役会メンバーで議論のうえ、以下の見直しを行いました。

1. アンケートで出された意見をもとに議論を深めるためには、回答者や当該意見の背景、問題意識を把握することが重要であり、かつ、現状において取締役会で忌憚のない意見交換が十分に行われていると判断し、アンケートを従来の「匿名式」から「記名式」に変更しました。

2. そのうえで、今回より第三者を起用したインタビューに代えて、記名式アンケート結果を踏まえて課題とその改善策を取締役会メンバー全員で議論するプロセスを充実させる方針としました。

3. アンケートにおいては、改善の進捗を定点観測するために基本的な質問項目を維持しつつも、主要な論点に更に絞り込んだうえで、各取締役・監査役が課題と考えていることを自由に記載する形式にしました。

上記に従い実施した2022年度の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりです。

実効性評価における取締役・監査役の意見や認識した課題を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上に取り組んでいきます。

1. 評価の手法

(1) 対象者：取締役全員（11名）及び監査役全員（5名）

(2) 実施方法：2022年12月にアンケート（記名式による回答）を実施しました。その結果を踏まえ、取締役・監査役に複数回議論し、結果の評価・分析を行うとともに、課題の特定と改善に向けた取組について議論しました。

(3) 評価項目：

①取締役会の機能と役割	②取締役会の議題	③取締役会における議論の質・内容	④取締役会メンバーへのサポート・情報提供
⑤取締役会の構成	⑥取締役会の諮問委員会	⑦議長の役割発揮	⑧社内取締役の役割発揮
⑨社外取締役の役割発揮	⑩監査役への期待	⑪総合評価など	

(4) 第三者の補助：アンケートの設問選定などにおいて、第三者（外部コンサルタント）のアドバイス、補助を受けました。

2. 評価結果の概要

アンケートの結果を踏まえて取締役・監査役全員による議論を行い、当社取締役会は、不断の取組によりその運営・機能発揮の水準は年々向上してきており、概ね実効的に機能していると評価しました。

主に、次のような意見がありました。

・取締役会のアジェンダは計画的に議論し、適切に設定されている。特に中期経営計画に基づく戦略遂行状況のモニタリングについては、定期的かつ包括的にとりあげられ、議論に十分な時間がかけられている。今後は、地政学的事象など取り巻く諸環境の変化が当社経営にもたらす影響、及びそれを踏まえた中長期の経営戦略の議論により多くの時間をかけていくと良い。

・取締役・監査役への事前説明、経営会議における議論や事前説明における質疑の共有、社外役員会の開催などの取組が充実したことにより、取締役会における本質的な議論が活性化している。各議題につき、建設的な質疑と十分な意見交換が行われ、取締役会の監督機能と意思決定機能の高度化に寄与している。

・社外取締役は、それぞれが有する専門的な知識や経験に基づいた示唆及び助言を行っている。社外取締役による、社内役員・経営執行側では気づきにくい様々なステークホルダーの視点からの意見を通じ、取締役会による監督機能の発揮に貢献している。

また、今回の取締役会実効性評価においては、「取締役会がどのような機能と役割を担うべきか」といった、取締役会の最も本質的な論点に立ち返った議論も行いました。本論点については今後も継続的に議論していく必要があるものの、本議論の結果を踏まえ、コーポレートガバナンスの更なる強化・充実のため、以下の事項を含む施策に取り組んでいきます。

・取締役会のマネジメント機能及びモニタリング機能をとともに強化し企業価値向上につなげていく観点から、今後も適切な議題設定を行い、中長期的な経営方針に関する議論も深めていきます。

- ・取締役会と執行側との間のコミュニケーションをサポートする専任組織を新たに設置し、取締役会に付議すべき事項の見直しや、簡潔な付議資料の作成及び論点整理などの取組を更に推し進めることによって、取締役会での議論の質を向上させていきます。

(2) 監査役体制の強化・充実と監査役監査の実効性の確保

- 監査役会では法定事項の決議等を行うほか、各監査役による活動状況の共有や取締役会付議案件の事前説明を受ける等して、監査役による監査活動の効率化と質的向上を図っています。
- 監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会その他重要な社内会議に出席するほか、各組織の責任者との面談や重要書類の閲覧を行っています。また、子会社の監査役と情報連絡会を実施することに加え、子会社の取締役及び監査役との間で個別面談などを実施しています。
- 監査役は、監査役の機能発揮のため、内部監査部から内部監査計画とその結果について適時に報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な打合せを通じて会計監査活動の把握と情報交換を図るなど、内部監査部及び会計監査人と緊密に連携しています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

- 社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。
- 取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、セミナーやeラーニングなどの機会を提供しています。
- 住友の事業精神及び当社の事業活動への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問するとともに、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。なお、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、海外の現場視察を中止した一方で、国内において計4回の住友関連施設訪問及び現場視察を実施しました。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実にも努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

以下のような取組により、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図っています。

① 株主総会に関連した取組

- 株主総会資料へのアクセス方法等を記載した通知書面（書面交付請求をした株主に対しては株主総会資料）を定時株主総会の約3週間前に発送
- 上記発送に先立ち、株主総会資料を英訳と共に当社ウェブサイトに掲載
- 株主からのインターネットによる事前質問を受付
- インターネットによる株主の議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保
- 株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信
- 株主総会の様子を株主総会終了後に当社ウェブサイト上で一定期間、動画配信

② 各種情報の開示

- 決算情報・有価証券報告書・適時開示資料や、会社説明会資料など、投資判断に資する資料を当社ウェブサイト上で、タイムリーに掲載
- 統合報告書及びESGコミュニケーションブックを発行し、財務情報及び非財務情報を積極的に開示

③ IR・SR活動

- 国内アナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席のもと、年4回、定期的な決算説明会を開催
- 北米、欧州、アジアの株主・機関投資家と個別ミーティングによる対話を継続的に実施（ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や方針等に関する建設的な対話を含む。）
- 個人投資家向けには、主要都市での会社説明会に加えて、オンラインでの会社説明会を開催





コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>) に詳細な内容を掲載しています。

(ご参考) 住友商事グループの重要社会課題と長期・中期目標

当社は、サステナビリティ経営の高度化の一環で、当社グループが取り組むべき6つの「重要社会課題」として、「気候変動緩和」、「循環経済」、「人権尊重」、「地域社会・経済の発展」、「生活水準の向上」及び「良質な教育」を定め、それぞれの課題に対する「長期目標」及び「中期目標」を設定しています。

これらの課題及び目標は、世界が持続可能な社会の実現に向けて取り組む中で、当社グループが、自らの強みである人的リソースやビジネスノウハウ、グローバルな顧客・ビジネスパートナーとの関係を活かして、社会に果たす役割を示すものであり、当社グループの事業活動全体の指針となるものです。

重要社会課題	長期目標	中期目標	関連するSDGs
気候変動緩和	<ul style="list-style-type: none"> 2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦 	<ul style="list-style-type: none"> 当社グループのCO₂排出量を、2035年までに50%以上削減(2019年比) <ul style="list-style-type: none"> 発電事業のCO₂排出量を2035年までに40%以上削減（内、石炭火力発電については、60%以上削減）。 2035年の発電ポートフォリオ：持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30%^(注1) 化石エネルギー権益事業から生じる間接的CO₂排出量^(注2)を2035年までに90%以上削減。 上記以外の事業におけるCO₂排出量の削減。^(注3) 社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築 <ul style="list-style-type: none"> 水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、再生可能エネルギー供給の拡大[2030年までに5GW以上]^(注4)、新たな電力・エネルギーサービスの拡大。 電化・燃料転換、エネルギー効率・炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大。 カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO₂吸収・固定・利活用の推進。 	  
社会の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル・省資源型の技術・商品への転換 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型原材料等の使用、廃棄物の回収、製品の利用率改善の促進 <ul style="list-style-type: none"> リサイクルされた、または再生可能資源に由来する循環型原材料等の使用量拡大。 製品の利用率改善・長寿命化を促進するビジネス（シェアリング・中古販売・リース・レンタル等）の拡大。 	   
	<ul style="list-style-type: none"> 天然資源の持続可能な調達 	<ul style="list-style-type: none"> 当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な調達を要する、主要な天然資源関連商品の特定と調達方針の策定、認証取得の促進、自主監査体制の強化。 	 
人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> 全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 『国連ビジネスと人権に関する指導原則』『住友商事グループ人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 2023年までに、“指導原則”に基づく人権教育の単体受講率100%、地域組織・子会社実施率100%を達成。 人権デューデリジェンスのリスク分析の強化により、2025年までにサプライチェーンを含む全事業のリスクを的確に評価しリスク低減策を実施。評価結果を踏まえて、より有効なグリーンバンスメカニズム^(注5)を構築。 安全な職場環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> 製造・加工業、大規模工事を伴うプロジェクトを中心とした主要事業労働現場における災害ゼロへの取り組み強化。 多様性に富み互いに尊重し合う組織の実現 <ul style="list-style-type: none"> 差別・ハラスメントのない職場環境を整備。 国籍、年齢、性別、性的指向、性自認など、あらゆる属性や価値観にとらわれることなく各々が能力を発揮できる人材マネジメントを推進。 	     

重要社会課題	長期目標	中期目標	関連するSDGs
社会の発展と進化	■ 地域の産業発展と人材育成への貢献	■ 当社グループ事業のグローバルな展開を通じた地域産業の発展・雇用創出・人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> — 持続可能で、生産性・付加価値の高い産業の振興、事業を通じた地域社会との共生。 — 当社グループ事業拠点における雇用の創出、経営人材・高技能人材の育成。 	
	■ 産業・社会インフラの整備	■ 社会の持続可能な発展に資する産業・社会インフラの普及 <ul style="list-style-type: none"> — 良質なエネルギー、水、輸送・物流・通信・金融サービス等へのアクセスを可能にするインフラや、都市機能を高度化する事業の推進。 	
	■ 高度な生活関連サービスの提供	■ 都市化、高齢化等の社会課題解決に資する、高度な生活関連サービスの普及 <ul style="list-style-type: none"> — 新たな技術やコンセプトによる、モビリティ、メディア・通信、ヘルスケアサービス、スマートシティ構築等、生活水準を向上する、より高度なサービス・新たな機能の提供。 	
	■ 質の高い教育の普及	■ 100SEED^(注6) 活動等を通じた、良質で平等な学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> — 教育機会の提供対象の量的拡大。 — 受益者の満足度100%。 — 毎年継続して全社員の5%以上参加。(対象は単体・地域組織・グループ会社) 	

(注1) 2020年時点：石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%

(注2) 他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量


(注3) 個別事業で目標を設定し削減に注力

(注4) 2020年時点：1.5GW (1GW=10億W)

(注5) サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する、従業員・地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み

(注6) 住友商事グループの社員参加型の社会貢献活動プログラム

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日
	期末配当 毎年3月31日
	中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)

最寄駅

東京メトロ ○銀座線
「虎ノ門駅」

3出口より徒歩10分

東京メトロ ○銀座線 ○南北線
「溜池山王駅」

13出口より徒歩10分

東京メトロ ○日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」

A1出口より徒歩5分

A2出口より徒歩7分

宴会場エントランス(1階)より
お入りください。

東京メトロ ○日比谷線
「神谷町駅」

4b出口より徒歩6分

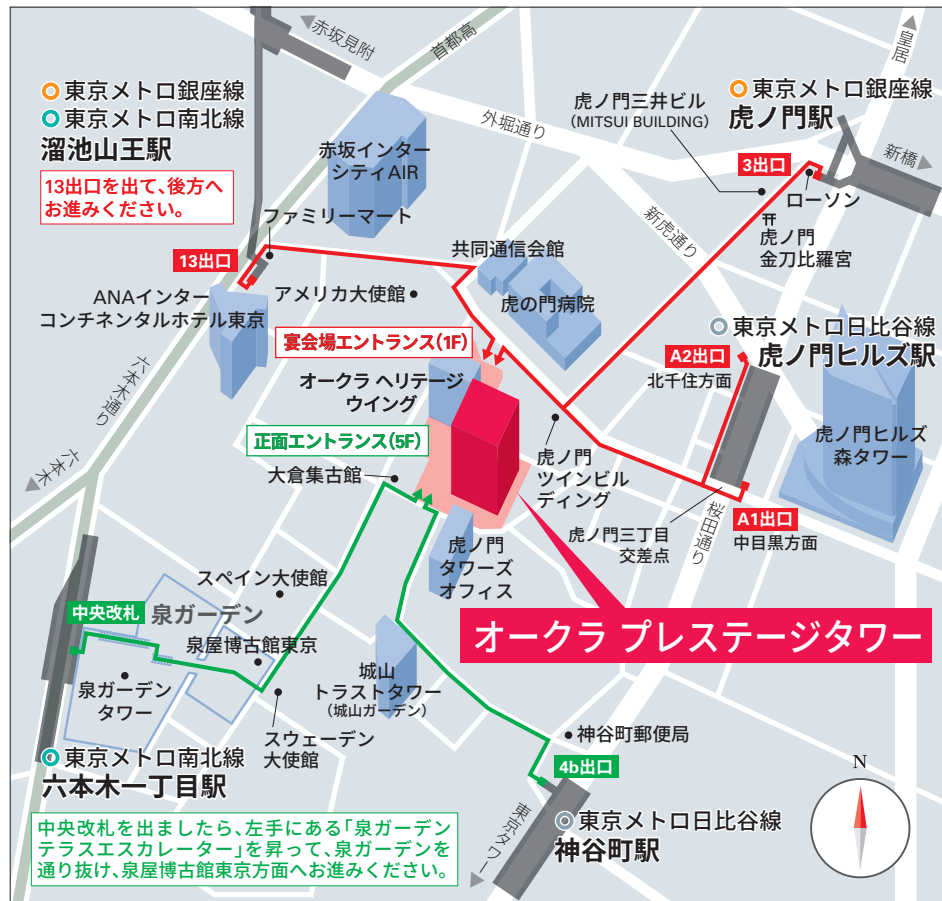
東京メトロ ○南北線
「六本木一丁目駅」

中央改札より徒歩7分

※駅の案内板とは異なります。

正面エントランス(5階)より
お入りいただきエレベーターで
1階までお越しください。

駐車場のご用意はございません
ので、お車でのご来場はご遠慮
ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



住友商事株式会社

〒100-8601
東京都千代田区大手町二丁目3番2号

第 155 期定時株主総会（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
会社の会計監査人に関する事項	3
業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）	4

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	9
連結注記表	10

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	24
個別注記表	25

- 本内容は、法令及び定款第 15 条に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



事業報告 (第155期)

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	1個	普通株式 1,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	29個	普通株式 2,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	39個	普通株式 3,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	102個	普通株式 10,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	152個	普通株式 15,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	117個	普通株式 11,700株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	379個	普通株式 37,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	434個	普通株式 43,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	558個	普通株式 55,800株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	705個	普通株式 70,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2016年8月2日 (第11回)	1,292個	普通株式 129,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2017年7月31日 (第12回)	1,064個	普通株式 106,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年7月31日 (第1回)	1名	1個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2007年7月31日 (第2回)	1名	29個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2008年7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2009年7月31日 (第4回)	1名	102個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2010年7月31日 (第5回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	66個
2011年7月31日 (第6回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	31個
2012年7月31日 (第7回)	3名	206個	0名	0個	0名	0個	5名	173個
2013年7月31日 (第8回)	3名	187個	1名	26個	1名	20個	6名	201個
2014年8月1日 (第9回)	2名	145個	1名	24個	2名	48個	10名	341個
2015年7月31日 (第10回)	2名	153個	1名	23個	2名	44個	13名	485個
2016年8月2日 (第11回)	3名	258個	1名	55個	5名	181個	14名	798個
2017年7月31日 (第12回)	4名	240個	1名	40個	7名	175個	15名	609個

(注)当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

会社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(単位：百万円)

公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額(注1)(注2)	521
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額(注3)	20
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	541
当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	1,141

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(注2) 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

(注3) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレターの作成などについての対価を支払っています。

(注4) 第155期事業報告の「I.7. 重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に支障が生じると認められる場合は、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、内部統制システムの運用状況については、内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ● 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ● 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ● 「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ● 「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■ 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」をイントラネットに掲載することにより全役職員への同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ■ 各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナー、当社全役職員を対象にしたeラーニングを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。例えば、全役職員向けにハラスメント防止セミナーや、贈収賄防止に関するeラーニングを行いました。 ■ 入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確認しています。公益通報者保護法の改正にも対応し、スピーク・アップに係る通報者保護の体制を整備しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布、社内通達での役職員への通知、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定や制度説明資料のイントラネット掲載のほか、同制度の周知動画の社内公開を行っています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の概要、運用状況、利用の促進等について、当社ホームページで開示しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■コンプライアンス委員会を開催し、当委員会の中で、コンプライアンスの活動内容や施策等を報告、議論しています。 ■コンプライアンス施策の立案・実施に活かすため、全役職員向けのコンプライアンス意識調査を実施しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、社則である「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報セキュリティ講座」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に社内に情報発信しています。 ■「IT戦略委員会」において、情報セキュリティに関する全社的施策の企画・立案・実施及び情報セキュリティに関するインシデント（情報漏洩等）情報の収集・対応を行っています。また、「情報セキュリティ基本方針」に沿って関連規程を整備する等、情報資産の適切な管理に努めています。 ■監査役から回付要請のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●リスクマネジメントの目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理 ●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ●「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」、「サステナビリティ推進委員会」を設置 ●危機発生時に、役職員の安全を確保しながら、早期に業務復旧し、事業を継続するためのプラン策定を含むレジリエントな体制の構築 ●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社のリスク管理については、社内規則に基づき、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定の上、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしています。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるカントリー・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■情報の対外開示の一貫性を担保し必要な情報を正しく発信すべく定量・定性の基準を設けています。また、経営会議の諮問機関である「コーポレート・コミュニケーション委員会」において、対外情報発信のあり方について議論しています。 ■投資案件においては、社会・環境関連リスクを評価する仕組みを強化し、専門組織が審議に参加するなど、社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■子会社等のビジネスを含む全事業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを段階的に実施し、当社グループの事業活動が与える人権へのリスクの特定・防止・是正に努めています。 ■「6つの重要社会課題」に紐づく全社の長期目標と中期目標を設定し、更には各事業部門でも中期目標と短期行動計画を策定して、具体的な取組を推進していくとともに、その進捗状況を開示しています。 ■気候変動問題に関しては「気候変動問題に対する方針」を定め、また、随時その見直しを行っており、当社グループの事業活動のカーボンニュートラル化や持続可能なエネルギーサイクルの実現に向けた取組を継続しています。 ■「森林経営方針・林産物調達方針」を策定し、当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化を促進しています。 ■安全保障貿易管理のため、各種ガイドラインの策定、各種制裁情報の社内通知、研修活動などを行っています。 ■保険によるリスクマネジメントについて社内ガイダンスを定めています。また新規に事業投資を行う際の保険デュー・ディリジェンスの実施などを通じたリスク分析やリスク低減・ヘッジ策の検証、投資先子会社に対する保険に関する各種リスクマネジメント支援を行っています。 ■「内部統制委員会」を開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しています。 ■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ■「サステナビリティ推進委員会」を開催し、サステナビリティ推進に関わる重要な方針や施策、取組について審議しています。また、サステナビリティ推進について、専門家からの多角的な意見・アドバイスを受けるため、アドバイザリーボードを設置しています。 ■「インテリジェンス委員会」を設置し、カントリー・リスクや地政学リスクが高まっている国・地域での事業展開に係る方針検討・策定を行っています。 ■災害対策の推進等を担う「災害・安全対策推進部」が中心となり、勤務時間中の発災を想定した本社緊急対策本部訓練など、各種災害対策、安全推進施策を行っています。 ■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ●取締役の任期：1年 ●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数（11名）となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ■取締役会の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めており、社長・会長の選解任の方針・手続き、社長の選解任、取締役・監査役の指名基準と候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠及び顧問制度について、取締役会に答申を行っています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ●中期経営計画策定や予算の編成及び業績管理制度の導入 ●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として「全社経営戦略推進サポート委員会」、「グローバルイノベーション推進委員会」、「全社投融資委員会」等の委員会を設置しています。 ■経営における戦略議論をより深め、それに基づく適切な経営資源配分とPDCAサイクルの着実な実行を促進すべく、当社の事業部門に属する各部署を Strategic Business Unit という単位に再編成し、それぞれの Strategic Business Unit ごとに事業経営の戦略フォーマットを作成し、社内の戦略会議を通じて議論し、議論の結果をフォローアップする仕組みを導入しています。 ■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ●当社グループの企業価値向上を目的とした、グループ経営の考え方（「グループマネジメントポリシー」における「自律」「対話」及び「連携」）の共有と実践 ●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」の十分な情報入手及び事前検討・事前協議、並びに派遣取締役、監査役を通じた管理 ●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定 ●月次ベースでの連結業績の把握及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■「グループマネジメントポリシー」を定め、グループ会社による「自律」的な経営を尊重し、株主として積極的な「対話」を通じて信頼関係に基づきグループ会社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、当社を含むグループ各社の強固な「連携」により新たな価値を創造することをグループ経営の方針として設定しています。 ■当社の連結対象会社ごとに定める「経営上の重要事項」について、連結対象会社の機関決定を最終目標として連結対象会社・当社間で重要決議事項に関し事前に協議、擦り合わせる「機関決定」方式の浸透を図っています。 ■当社から子会社に監査役を派遣する場合、各子会社でのリスク軽減と自律的経営が推進できるよう、各監査役は各子会社の事業内容に対するリスクに応じた重点監査項目を定めて効果的な監査を実施するよう努めています。 ■当社子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会・eラーニング教材を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項 (Basic Elements) を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援する Basic Elements プロジェクトを推進しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■同プロジェクトを通じ、当社グループとして目指すべき各種コンプライアンス体制の状況を示す「コンプライアンス・ロードマップ」を用いて、子会社のコンプライアンス体制の強化を持続的に支援しています。 ■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。
6. 監査役職務を補助する使用人に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●監査役職務の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ●「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役職務の補佐を行う組織であることの明文化） ●監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役職務の補佐業務であることを明文化しています。 ■監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ●当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ●上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各組織及び各社の事業について役職員から報告・説明を行っています。 ■監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取扱いが行われていると考えられる場合にはスピーク・アップ受付窓口に出し出ることができることを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ●内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ●監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ●当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ●監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。 ■監査役は、会計監査人との定例会を実施しています。 ■監査役は、子会社監査役を集めた情報連絡会のほか、子会社ごとの監査役とのミーティングなどを年に複数回開催し、事業会社の監査役との意見交換及び情報交換を実施しています。 ■監査役職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

以上

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

(単位：百万円)

第 155 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2022 年 4 月 1 日残高	219,894	255,996	△ 1,871	454,136	2,269,661	3,197,816	183,469	3,381,285
当期利益					565,178	565,178	33,910	599,088
その他の包括利益				209,084		209,084	2,278	211,362
当期包括利益				209,084	565,178	774,262	36,188	810,450
所有者との取引額：								
株式報酬取引	153	559				712		712
非支配持分の取得及び処分		△ 2,578				△ 2,578	1,839	△ 739
自己株式の取得及び処分			△ 37,692			△ 37,692		△ 37,692
親会社の所有者への配当					△ 153,139	△ 153,139		△ 153,139
非支配持分株主への配当							△ 23,555	△ 23,555
その他		137				137		137
利益剰余金への振替				△ 25,682	25,682	—		—
2023 年 3 月 31 日残高	220,047	254,114	△ 39,563	637,538	2,707,382	3,779,518	197,941	3,977,459

第 154 期 (ご参考) (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2021 年 4 月 1 日残高	219,781	251,781	△ 2,063	187,041	1,871,411	2,527,951	167,599	2,695,550
当期利益					463,694	463,694	20,873	484,567
その他の包括利益				301,636		301,636	5,062	306,698
当期包括利益				301,636	463,694	765,330	25,935	791,265
所有者との取引額：								
株式報酬取引	113	113				226		226
非支配持分の取得及び処分		3,967				3,967	643	4,610
自己株式の取得及び処分			192			192		192
親会社の所有者への配当					△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985
非支配持分株主への配当							△ 10,708	△ 10,708
その他		135				135		135
利益剰余金への振替				△ 34,541	34,541	—		—
2022 年 3 月 31 日残高	219,894	255,996	△ 1,871	454,136	2,269,661	3,197,816	183,469	3,381,285

連結注記表 (第 155 期)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準 (以下「IFRS」という。) に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 636 社

主要な連結子会社の名称

	会社名
連結子会社	米州住友商事会社 SCSK 株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用会社の数 250 社

主要な持分法適用会社の名称

	会社名
持分法適用会社	三井住友ファイナンス & リース株式会社 AMBATOVOY MINERALS S.A. 及び DYNATEC MADAGASCAR S.A.

(注) AMBATOVOY MINERALS S.A. 及び DYNATEC MADAGASCAR S.A. については、50%超の議決権を所有していますが、共同支配企業であるため持分法を適用していません。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識していません。

当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCI の負債性金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCI の金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCI の負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益又は損失に振り替えています。

FVTPLの金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。

資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（撤回不能）を行う場合はこの限りではありません。

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益又は損失で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益又は損失として認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期利益又は損失で認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12か月以内に生じる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けである Sumisho Credit Rating (SCR) を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれています。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益又は損失で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

(2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(3) 資産の償却の方法

①有形固定資産

建物及び附属設備、機械設備	主として定額法
鉱業権	生産高比例法

②無形資産 (のれんを除く)

定額法

③投資不動産

主として定額法

(4) リース取引の処理方法

契約時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しています。リース期間が12か月以内に終了する短期リースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

使用権資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト及び前払リース料等を調整しています。

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っています。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。リース料は、リース負債残高に対して毎期一定の率の金利を生じさせるよう、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。

金融費用は、連結包括利益計算書上、減価償却費と区分して表示しています。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割引しは金融費用として認識しています。

(6) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関連する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことにより算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

(7) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益又は損失として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

① 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益又は損失として認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益又は損失で認識しています。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債、当期利益又は損失に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に含めています。

また、通貨金利スワップの通貨ベース・スプレッド部分については、ヘッジ手段から除外し、公正価値の変動を「ヘッジ・コスト」としてその他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に含めています。

その他の資本の構成要素に累積された残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益又は損失に影響を及ぼす期間と同一期間にわたり当期利益又は損失に振り替えられています。

デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

(8) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益（リース取引及び金融商品取引を除く。）を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの主な履行義務の内容、履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

①商品販売に係る収益

商品販売による収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれています。

当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

顧客による検収条件は、契約内容や顧客との取り決めにより定められるものであり、事前に取り決めた仕様を満たさない場合には、最終的な検収終了まで収益は繰り延べられることとなります。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社が技術提供、資材調達、建設工事を請負う電力発電所の建設事業や、顧客仕様のソフトウェアの開発請負事業などの長期請負工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。

履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っています。

②サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、ソフトウェアに関連するサービス、賃貸用不動産及び船舶などの貸付金並びにファイナンス・リース及びオペレーティング・リースなどが含まれています。

ソフトウェアに関連するサービスのうち、保守管理に係る収益は、保守管理契約期間にわたって認識する場合と、実際のサービスの提供に応じて認識する場合とがあります。

船舶などの貸付金に係る収益は、実効金利法に基づき認識しています。

ファイナンス・リースに係る収益は、リースの計算利率に基づき認識しています。

オペレーティング・リースに係る収益は、連結包括利益計算書にリース期間にわたり、定額法で認識しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロス又はネット、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益及び当期利益又は損失に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

(9) 消費税等の会計処理 税抜方式

会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

持分法で会計処理されている投資 2,642,504 百万円
無形資産 284,790 百万円

持分法で会計処理されている投資については、帳簿価額の回収可能性を損なうと考えられる企業環境の変化や経済事象が発生した場合には、減損テストを行っています。

また、無形資産に含まれるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、少なくとも年1回の減損テストを行っています。

減損テスト時には、資産の回収可能価額を見積っています。資産又は資金生成単位の回収可能価額は使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。回収可能価額の算定にあたり、過去の実績や事業計画及び割引率といった仮定を前提として見積りを行っています。これらの見積りは、事業戦略の変更や、市場環境の変化により、重要な影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項」における「減損損失等」に記載しています。

連結財政状態計算書に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
現金及び預金	30,484 百万円
営業債権及びその他の債権	349,790 百万円
棚卸資産	12,941 百万円
有価証券及び投資	205,409 百万円
有形固定資産	7,031 百万円
投資不動産	2,415 百万円
その他(注1)	52,737 百万円
合計	660,807 百万円

(注1) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金等	259,000 百万円
合計	259,000 百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金	56,494 百万円
3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等	25,174 百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,120,128 百万円
5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	123,224 百万円
6. 保証債務	
	期末残高
関連会社の債務に対する保証	75,862 百万円
その他の債務に対する保証	81,345 百万円
合計	157,207 百万円

連結包括利益計算書に関する事項

減損損失等

当連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです。

当社は、ミャンマー国営郵便・電気通信事業体 (Myanmar Posts & Telecommunications) が同国にて行う通信事業の運営サポートを行う KDDI Summit Global Myanmar Co.,Ltd. に対して、当社が 49.9% を出資する持分法適用関連会社である KDDI Summit Global Singapore Pte.Ltd. (以下「持株会社」) を通じて出資しています。同国のカントリーリスクの高まりを受けて、当社が保有する持株会社に対する投資につき、投資の回収可能価額を見直した結果、17,464 百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

当社の完全子会社である米州住友商事会社を通じて間接的に 100% 出資している北米鋼管事業会社 B&L PIPECO SERVICES, INC. において、市況回復に伴い長期事業計画を見直した結果、11,379 百万円の減損損失戻入益を連結包括利益計算書の「固定資産評価損益」に計上しています。

(ご参考)

前連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです (損失は△)。

マダガスカルニッケル事業	14,409 百万円
米国製薬事業	△ 15,125 百万円

減損損失等は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数（普通株式）

1,251,571,867 株

当期末時点の発行済株式数は、業績連動型株式報酬としての新株発行により 167,500 株増加しています。

2. 第 155 期中に行った剰余金の配当に関する事項

2022 年 6 月 24 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

配当金の総額	81,250,299,845 円
1 株当たりの配当額	65 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 27 日

2022 年 11 月 4 日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

配当金の総額	71,889,004,983 円
1 株当たりの配当額	57.5 円
基準日	2022 年 9 月 30 日
効力発生日	2022 年 12 月 1 日

3. 第 155 期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023 年 6 月 23 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

配当金の総額	70,960,398,290 円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たりの配当額	57.5 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 26 日

4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

2006年6月23日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	1,000 株
2007年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	2,900 株
2008年6月20日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	3,900 株
2009年6月19日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	10,200 株
2010年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	15,200 株
2011年6月24日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	11,700 株
2012年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	37,900 株
2013年6月21日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	43,400 株
2014年7月31日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	55,800 株
2015年7月30日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	70,500 株
2016年8月1日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	129,200 株
2017年7月28日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	106,400 株
合計	488,100 株

なお、合計のうち200,900株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。

金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブ取引を行っています。当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

償却原価で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	7,176	7,176	—
営業債権及びその他の債権	1,810,963	1,824,116	13,153
負債：			
社債及び借入金	3,152,089	3,152,099	10
営業債務及びその他の債務	1,486,342	1,486,140	△ 202

公正価値で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	383,332	383,332	—
営業債権及びその他の債権	75,233	75,233	—
その他の金融資産	314,563	314,563	—
負債：			
営業債務及びその他の債務	220,209	220,209	—
その他の金融負債	176,413	176,413	—

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1—活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2—直接または間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3—観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しています。

金融商品のレベルごとの公正価値

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
有価証券及びその他の投資	225,805	—	157,527	383,332
営業債権及びその他の債権	—	75,233	—	75,233
その他の金融資産				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	134,423	—	134,423
ヘッジに指定されないデリバティブ	3,217	164,265	—	167,482
負債：				
営業債務及びその他の債務	—	220,209	—	220,209
その他の金融負債				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	23,082	—	23,082
ヘッジに指定されないデリバティブ	14,281	136,418	—	150,699

その他の金融資産及びその他の金融負債記載額と連結財政状態計算書残高との相違は、非支配持分株主に対するプット・オプション付与に係る金融負債及びデリバティブ債権・債務及び預託金との相殺等によるものです。

連結財政状態計算書におけるその他の金融資産及びその他の金融負債のうち、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である金額は64,519百万円です。

経常的にレベル3で測定される金融商品の当期首から当期末までの変動は次のとおりです。

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	その他の金融資産及び その他の金融負債(△) (純額)
期首残高	39,821	118,410	—
購入	8,451	5,601	—
包括利益			
当期利益(注1)	300	—	44
その他の包括利益(注2)	2,057	2,712	—
売却	△ 6,295	△ 5,456	—
決済	△ 3,698	△ 1,070	△ 44
その他(注3)	—	△ 3,306	—
期末残高	40,636	116,891	—
当期末に保有する金融商品に関し、当期利益として認識された 利得または損失(△)(純額)	3,421	—	—

(注1) 連結包括利益計算書の「商品販売に係る収益」、「商品販売に係る原価」及び「有価証券損益」に含まれています。

(注2) 為替相場の変動による影響(在外営業活動体の換算差額に含まれるもの)を含めています。

(注3) 連結範囲の異動による影響及び保有銘柄の上場による振替を含めています。

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

(1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券

満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) その他の投資

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。

非上場普通株式は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

(3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(4) 社債及び借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(5) その他の金融資産、その他の金融負債

金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

投資不動産に関する事項

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
346,355	406,163

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

収益認識に関する事項

(1) 収益の分解情報

当社は、6つの業種に基づくセグメント（事業部門）により事業活動を行っています。顧客との契約から生じる収益のセグメント別の分解情報は以下のとおりです。
当期（2023年3月期）

（単位：百万円）

	金属	輸送機・ 建機	インフラ	メディア・ デジタル	生活・ 不動産	資源・ 化学品	計	消去又は 全社	連結
収益	1,760,388	1,053,184	613,633	451,306	1,059,099	1,854,780	6,792,390	25,482	6,817,872

(2) 契約残高

① 契約資産

当社が通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを、契約資産として表示しています。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当期中における契約資産の変動の主な要因は、インフラ事業における長期請負工事契約の履行義務の充足によるものです。

② 契約負債

当社が通常の営業活動において、財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受け取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。当期中において契約負債の残高に重大な変動はありません。また、当期首現在の契約負債残高のうち当期中に収益として認識していない金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は通常の営業活動において、一部の取引に関して長期販売契約を締結しています。当該契約にかかる当社の履行義務のうち、未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当期末時点で2,190,254百万円です。

当該履行義務には、エネルギー事業における長期売買契約やバイオマス燃料事業における長期販売契約等が含まれています。当期末時点において、これらの残存履行義務は最長で24年以内に充足されることを見込んでいます。

なお、当社は実務上の便法を適用しているため、この金額には履行義務が充足される予想期間を1年以内として締結している販売契約は含んでいません。

また、当該長期販売契約において約束された対価が変動性のある金額を含んでいる場合、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

1株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

3,062円59銭

2. 1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）

452円51銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得及び消却に係る事項の決定)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の充実を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,200万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約1.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円を上限とする |
| (4) 取得期間 | 2023年5月10日～2023年6月9日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2により取得する自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日 | 2023年7月24日 |

<ご参考> 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況(※)

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,234,093,737株
自己株式数	17,478,130株

(※) 2023年2月6日開催の取締役会決議(上限を500億円、期間を2023年2月7日～2023年4月28日とする自己株式の取得)に基づき、2023年4月1日～28日の間に取得した自己株式の総数は5,036,700株となり、本件に関する取得は完了しました。

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他 別途 積立金	利益 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
第155期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)													
当期首残高	219,893	231,027	17,696	65,042	576,528	659,267	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,129	96,649	699	1,205,666
当期変動額													
新株の発行	153	153						306					306
剰余金の配当					△ 153,139	△ 153,139		△ 153,139					△ 153,139
当期純利益					413,561	413,561		413,561					413,561
自己株式の取得							△ 37,949	△ 37,949					△ 37,949
自己株式の処分					△ 69	△ 69	257	187					187
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								—	△ 9,900	783	△ 9,117	△ 156	△ 9,273
当期変動額合計	153	153	—	—	260,352	260,352	△ 37,691	222,966	△ 9,900	783	△ 9,117	△ 156	213,693
当期末残高	220,046	231,180	17,696	65,042	836,880	919,619	△ 39,562	1,331,284	98,878	△ 11,346	87,532	542	1,419,359

	株主資本							評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他 別途 積立金	利益 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
第154期(ご参考)(2021年4月1日から2022年3月31日まで)													
当期首残高	219,781	230,914	17,696	65,042	388,627	471,366	△ 2,062	919,999	117,776	14,748	132,524	827	1,053,351
当期変動額													
新株の発行	112	112						225					225
剰余金の配当					△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985					△ 99,985
当期純利益					287,902	287,902		287,902					287,902
自己株式の取得							△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分					△ 16	△ 16	196	180					180
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								—	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	△ 36,002
当期変動額合計	112	112	—	—	187,900	187,900	192	188,318	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	152,315
当期末残高	219,893	231,027	17,696	65,042	576,528	659,267	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,129	96,649	699	1,205,666

個別注記表 (第 155 期)

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法 (売却原価は移動平均法により算定)

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

トレーディング目的で保有する棚卸資産

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により翌期から費用計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

当社の主な履行義務には、卸売、加工等を通じた幅広い産業分野における商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれます。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社の主な履行義務が、技術提供、資材調達及び建設工事を請負う電力発電所の建設事業などの長期請負工事契約等である場合は、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務(すなわち、「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、「代理人」)に該当するかを基準としています。

当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しています。

5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

6. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。当該会計方針の変更による当期の計算書類への影響は軽微です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	1,802,689百万円
関係会社出資金	528,487百万円

市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。実質価額については将来事業計画をもとに見積もる場合があります。当該見積りは、技術革新等を含む環境の変化や、パートナーの業績不振等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	2,563 百万円
土地	354 百万円
無形固定資産	767 百万円
投資有価証券	14,926 百万円
関係会社株式	151,693 百万円
長期貸付金	400 百万円
その他(注2)	24,066 百万円
合計	194,769 百万円

(注1) 担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産も含めています。

(注2) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

契約負債等	7,131 百万円
合計	7,131 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

77,317 百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	510,293 百万円
その他の債務に対する保証	67,663 百万円
小計	577,956 百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	226,240 百万円
合計	804,196 百万円

4. 受取手形割引残高

9,431 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	534,699 百万円	長期金銭債権	71,364 百万円
短期金銭債務	252,624 百万円	長期金銭債務	8,301 百万円

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

販売(注1)	833,849 百万円
仕入	484,339 百万円

(注1) 損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

468,069 百万円

株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式数(普通株式)

当期首残高	1,399,754 株
会社法第155条第3号に基づく自己株式の取得	16,231,500 株
ストック・オプション権利行使による減少	△ 155,900 株
単元未満株式の買取等による増加	2,776 株
当期末残高	<u>17,478,130 株</u>

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

投資有価証券の評価損、貸倒引当金及び繰延ヘッジ損益等

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当期より、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友商事グローバル メタルズ株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1) 資金の回収 利息の受取(注1)	19,853 26,765 424	短期貸付金 長期貸付金	67,365 2,894
子会社	欧州住友商事会社	間接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	51,555 135	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり純資産額	1,149円68銭
2. 1株当たり当期純利益	331円27銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得及び消却に係る事項の決定)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の充実を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,200万株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約1.0%)
(3) 株式の取得価額の総額	200億円を上限とする
(4) 取得期間	2023年5月10日～2023年6月9日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2により取得する自己株式の全数
(3) 消却予定日	2023年7月24日

<ご参考> 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況(※)

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,234,093,737株
自己株式数	17,478,130株

(※) 2023年2月6日開催の取締役会決議(上限を500億円、期間を2023年2月7日～2023年4月28日とする自己株式の取得)に基づき、2023年4月1日～28日の間に取得した自己株式の総数は5,036,700株となり、本件に関する取得は完了しました。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。